

令和 4 年

赤平市議会第4回定例会会議録（第2日）

12月15日（木曜日）午前10時00分 開 議  
午後 3時00分 散 会

○議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 一般質問  
1. 鈴木 明 広 議員  
2. 木 村 恵 議員  
3. 若 山 武 信 議員  
4. 安 藤 繁 議員

順序	議席番号	氏 名	件 名
			3. 学校給食について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 一般質問

○出席議員 10名

- 1番 若 山 武 信 君  
2番 東 成 一 君  
3番 鈴 木 明 広 君  
4番 安 藤 繁 君  
5番 北 市 勲 君  
6番 伊 藤 新 一 君  
7番 木 村 恵 君  
8番 五十嵐 美 知 君  
9番 御家瀬 遵 君  
10番 竹 村 恵 一 君

○欠席議員 0名

○説 明 員

- 市 長 畠 山 渉 君  
教育委員会教育長 高 橋 雅 明 君  
監 査 委 員 目 黒 雅 晴 君  
選挙管理委員会 委 員 長 河 西 広 美 君  
農業委員会会長 中 村 英 昭 君
- 
- 副 市 長 永 川 郁 郎 君  
総 務 課 長 林 伸 樹 君  
企 画 課 長 成 田 博 之 君  
財 政 課 長 丸 山 貴 志 君  
税 務 課 長 坂 本 和 彦 君

順序	議席番号	氏 名	件 名
1	3	鈴木 明広	1. 新型コロナワクチンについて
2	7	木村 恵	1. 新型コロナウイルス感染症について 2. ふるさと納税について 3. 防災について 4. 町内会について
3	1	若山 武信	1. 新型コロナウイルス感染症第8波への対応について 2. 災害対策について
4	4	安藤 繁	1. 人口問題について 2. エルム高原施設について

市民生活課長	井波雅彦君
社会福祉課長	高橋脩君
介護健康推進課長	千葉睦君
商工労政観光課長	磯貝直輝君
農政課長	柳町隆之君
建設課長	林賢治君
上下水道課長	亀谷貞行君
会計管理者	斎藤政弘君
あかびら市立病院 事務局長	井上英智君

---

教育委員会 学校教育課長	尾堂裕之君
〃 社会教育課長	梶哲也君

---

監査事務局長	林伸樹君
--------	------

---

選挙管理委員会 事務局長	林伸樹君
-----------------	------

---

農業委員会 事務局長	柳町隆之君
---------------	-------

○本会議事務従事者

議会事務局長	石井明伸君
〃 総務議事 担当主幹	渡邊敏一君
〃 総務議事 係長	伊藤千穂子君

(午前10時00分 開 議)

○議長(竹村恵一君) これより、本日の会議を開きます。

○議長(竹村恵一君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、5番北市議員、6番伊藤議員を指名いたします。

○議長(竹村恵一君) 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長より報告します。

○議会事務局長(石井明伸君) 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(竹村恵一君) 日程第3 これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、1、新型コロナワクチンについて、議席番号3番、鈴木議員。

○3番(鈴木明広君) [登壇] おはようございます。議席番号3番、鈴木明広、通告に基づき質問いたしますので、よろしくご答弁のほどお願いいたします。

件名の1で新型コロナワクチンで、項目は1から7までになっております。まず、項目1、新型コロナワクチンの接種費用についてお伺いしたいと思います。財務省が11月7日に発表いたしましたウィズコロナへの移行と全世代型への制度改革によりますと、新型コロナについては国はこれまで医療提供体制のために主なるものだけで17兆円ほど国費による支援をしてきました。その中でワクチン確保に2.4兆円、ワクチンの接種に2.3兆円、合計4.7兆円を支

援してきました。当市におけるワクチン接種に関連するワクチン代、接種費用、接種体制確保、接種促進支出についてお伺いしたいと思います。

○議長(竹村恵一君) 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長(千葉睦君) 新型コロナワクチンの接種費用についてでございますが、市の支出としまして接種体制確保事業費と接種対策費があり、双方とも10割国費となっております。ワクチンについては、国から分配されるため、当市からの支出はございません。

接種体制確保事業といたしましては、令和2年度に約330万円、令和3年度に約1,740万円、令和4年度に約1,900万円を予定しており、接種開始から来年3月までに3,970万円の支出を予定しております。ワクチン費以外の接種費用についてですが、1回接種につき2,277円、時間外加算803円、休日加算2,343円、6歳未満の乳幼児加算726円となっております。接種開始から令和3年度は5,800万円、令和4年度は3,500万円の支出を予定しております。また、接種促進の補助については、各医療機関から直接北海道に請求し、1週間の接種件数等により支出されるもので、市町村からの支出はなく、把握しておりません。

○議長(竹村恵一君) 鈴木議員。

○3番(鈴木明広君) [登壇] 計算しますとここで分かっているだけで1億円を超える巨額で、全て国費ということなのですけれども、報道によりますとワクチン接種は1回当たり大体9,600円ぐらいというふうなめどなのですけれども、今の答弁だと正確に把握できないので、確定的な数値でなくてもよろしいのですけれども、概算で1回当たり幾らになるか、お分かりになったらお願いいたします。

○議長(竹村恵一君) 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長(千葉睦君) 当市における1回当たりのワクチン接種費用についてでございますが、加算なしの場合ですと約6,000円、時間外や休日などの加算が加わりますと約8,400円と算出されま

す。

○議長(竹村恵一君) 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 いずれにしてもやはり高いような感じはいたします。今国の分科会のほうでは2類相当から5類相当に引き下げるような話が出ておりました、これによりまして臨時接種から定期接種に変わるとなると負担が上がっていくと、負担についてちょっと心配している市民の方もいらっしゃるのです、それに関連しますとどうしてもインフルエンザのコストというのが基本、ベースになるので、そこで季節性インフルエンザの接種支援については交付税算定ベースでありまして、実態は診療所ごとに異なる場合がありますけれども、接種関連費用についてお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君） 季節性インフルエンザの接種関連費用についてでございますが、B類定期予防接種につきましては赤平市医師会と契約し、ワクチン代込みで1接種につき3,800円で実施していただいております。市としましては、B類定期予防接種の65歳以上の高齢者に対し1接種につき2,300円、そのうち生活保護受給者は3,800円の助成で、年間約2,300人の接種を支援しております。そのほか高校生以下の方に対し1接種につき2,000円の助成を市単費で行い、年間約300人の接種を支援しております。接種費以外の費用といたしましては、予診票の作成に関わる印刷製本費8万円ほどがあり、接種関連費用としては年間約600万円となっております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 目安としては1接種について月3,800円で、それで市のほうから助成が様々な形であるということが分かりました。この接種費用に関しましては最近いろいろ報道がございまして、いろいろもめておりました、どこまで動くかというふうになっているのですけれども、インフルエンザがさっきベースになると言ったのですけれども、数字が最近上がっています。ちょっと念のために申し上げておきたいのですけれども、季節性インフルエンザの60歳未満の重症化が0.03%、60歳以

上だと0.79%、新型コロナのオミクロンだと60歳で0.01%で、60歳以上になると重症化0.1%ぐらいになってしまって、これは静岡県健康福祉部の報道されたのですけれども、インフルエンザよりも新型コロナのほうが意味軽いという状況が証明されていますということで、私前風邪だと言ったのですけれども、今はもう喉風邪ぐらいになっているのではないかと正直思っております。そこで、これは確定するのは、決めるのは政府のほうなのですが、それによって接種体制が当市においていろいろ、言葉は悪いのですけれども、振り回される可能性があるということは心に留めておいたほうがよろしいのではないかと思います。

次の質問に移らせていただきます。2番としまして新型コロナの治験についてお伺いします。厚生労働省のホームページで新型コロナのQ&Aというところがあるのですけれども、ワクチンの臨床試験が終わっていないのは本当かという問いがあります。それに対するアンサー、答えは、臨床試験、第3相試験で有効性と安全性に関して厳格な評価が行われた後に承認されています。その上で、効果の持続性等を確認するために臨床試験の一部が継続されていますと答えております。定期的に書かれている内容が更新されているのか確かめるのですが、ずっと同じ内容なのです。臨床試験の一部がいつ終わるかという情報を当市として詳しく知っているかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君） 臨床試験の終了時期についてでございますが、議員がご質問でおっしゃられた厚生労働省のホームページに記載されている以上のものは市でも情報を得ておりません。厚生労働省では、現在においても効果の持続等を確認するために臨床試験の一部は継続されているということでもあります。また、臨床試験がいつ終わるかだけは示されておりませんが、これはより長期に有効性や安全性が認められるかどうかについて引き続き情報収集が行われているためと説明してござい

す。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 ホームページと同じ内容だということなのではすけれども、効果の持続性を確認するために臨床試験の一部が継続されている状況ということだったのですけれども、今はやっているのはオミクロンなのではすけれども、オミクロン対応型ワクチンについても同様な状況であるかお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君） 厚生労働省の自治体説明会資料によると、オミクロン株対応ワクチンのうちBA. 1については臨床試験の一部が継続されています。2022年9月13日にファイザー社より申請され、10月5日に薬事承認されたオミクロン株BA. 4、5の臨床試験は2022年8月に開始されたところであり、BA. 1株対応の2価ワクチンにおいて臨床データを含めた評価がなされていることを前提に、臨床データの提出を待たずに評価を進め、承認後、追って臨床データの提出を求めることとしたとのことです。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 ということは、従来型、BA. 1は臨床試験、人間の試験を行ったが、BA. 4、5のオミクロンについては非臨床試験、つまり動物実験であり、人に対する第3相試験は行われていないということなのではすけれども、それで市民に対しての安全性や有効性は担保されるか、ちょっと難しいと思うのではすけれども、お答えください。

○議長（竹村恵一君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君） 厚生労働省の自治体説明会資料の薬事食品衛生審議会提出資料によりますと、人での起源株とオミクロン株BA. 4、5の2価ワクチンの臨床試験データは得られていないが、有効性についてマウスの非臨床試験において起源株とオミクロン株BA. 4、5の2価ワクチンの変異株に対する免疫原性及び感染防御効果を評価

した結果から、現在流行しているオミクロン株BA. 5を含む変異株に対して幅広い予防効果が期待される。安全性について既に承認されている起源株とオミクロン株BA. 1の2価ワクチンと同じオミクロン株系統であるBA. 4、5の配列を用いたワクチンであることを踏まえると、安全性に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。ただし、海外での使用実績等が蓄積されつつあり、最新情報を引き続き注視する必要があるとのことです。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕 答弁の中にありましたオミクロン株BA. 5を含む変異株に対して幅広い予防効果が期待されるというふうに非常に抽象的で、あまり科学的ではないように感じるのです。あと、ちょっと気になるのは新情報を引き続き注視するとあるのではすけれども、最新情報ということで新型コロナずっと追っておりますと、欧米ではコロナワクチン接種者はかなり限定されております。御存じの方もたくさんいらっしゃると思います。

ネットでヨーロッパの接種者や陽性者数の統計グラフ等を検索しますと、既に陽性者累計のカウントを止めた国があるのには正直なところ驚かされております。欧米諸国は接種率の大幅低下傾向が大宗を示しておりまして、欧米を中心としてマスクフリーの従前の生活を取り戻し、ワクチン接種を縮小しているアフターコロナが著しく進む国際的な環境下では、果たして海外からの精度の高いBA. 5のワクチンのデータが入るのかというのをまず私はちょっと疑問に感じます。

もう一つは、マウスの実験だけでもお墨つきを与えたと思うのですよ、効果があると。同じマウスを使ってワクチン接種を繰り返した実験が東京理科大学名誉教授の村上康文氏によって今年の8月に実際行われました。これは抗原といって、人間にとってウイルスとか細菌とかの毒、これを抗原と言うのですけれども、それに対してのワクチンを繰り返して行って、これを5回繰り返したあたりからマウスが死亡し始めて、7、8回では、当初はほとんどとい

う言葉だったのですけれども、最近全滅したと、そういうふうに反証的なデータがございます。

人間の臨床試験のデータの検証というのは、それなしでオミクロンが認可されたというのは非常に拙速であるのです。だけれども、こういう治験というのは最近、1年前はワクチン接種で皆さん一生懸命になって予防しようというので前のめりになった部分があって、この実験というのはうそだろう、デマだろうとバッシングされたのですけれども、最近この実験が再びいろいろ新聞とか報道でネットでされるようにまたなってきたというのは変わり目ではないかと思うのです。そういうふうなところも踏まえて、正しい情報を判断する。ワクチン接種する、しないの市民に正しい情報を与える意味でも中立な情報を提供していただきたいということを含めて次の質問に移らせていただきます。

項目3、12歳から15歳への子供の2価ワクチン接種についてお伺いしたいと思います。ファイザー社2価ワクチン、BA.1、BA.4、5、これ2020年の10月の第2版のパンフレットみたいなのですが、12歳のお子様の保護者の方へというふうなパンフレットがございまして、新型コロナ予防接種についての説明書の効果と投与方法において、BA.1対応2価ワクチンは55歳を超える者を対象に実施された臨床試験において接種から1か月後の中和抗体が従来の単価ワクチン、いわゆる起源株の追加接種に比べて同等以上であることが確認されたことから、一定の発症予防、重症化予防効果が期待できるとされています。そういう文章があります。12歳から15歳の子供について、私は独自で臨床試験を行う必要があると思うのですけれども、それを厚労省が今後行う計画があるかどうかを本市としてどのぐらい周知しているのかお答えください。

○議長（竹村恵一君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君） 厚生労働省からの情報では、現在のところ12歳から15歳の子供について厚生労働省で臨床試験が行われている、または行われる計画があるとの情報はございません。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君） [登壇] ということは、55歳以上の壮年期の方のデータを当てはめて子供に効くというふうに解釈して期待するというのは、こういうふうなことはエビデンスが乏しいからではないかと思うのです。私がちょっと調べてみたのですけれども、NEJMというイギリスの非常に有名な医学雑誌に、接種した2万人の5歳から11歳と8万人の12歳から15歳を調査して、どういうふうな効果があったかと、これ査読されています。査読というのは、論文をほかの研究者やその出版社の専門医がこれはある程度正しいだろうと、エビデンスに基づいている。これは査読済みです。これ11月なので最近なのですけれども、小児においては効果は25.7%であった。いわゆる青少年については30.6%であった。このぐらいの数字しかなかったと、こういうデータがあります。

これ結構権威のある医学誌なのですけれども、ほかにも私も正直なところ数百本の論文を読んだのですけれども、最近の高い効果というのは正直なところあまり見受けられません。どちらかという限定した、しかも初めは高い効果があったのですけれども、減衰期であつという間に効かなくなってしまうと、30日ぐらいで効かなくなってしまうというデータが非常に多い。そういうふうなところ、どうしても情報が偏りがありますと、子供の場合には子供の意見と保護者の意見でよりどころがないと決めにくいというところがあるので、こういうふうに世界的にインターネットとか開けば出ているので、そういう情報も、大変なお仕事になると思うのですけれども、調べ上げた上で情報を提供していただきたいというふうにお願いします。

続いて、4番目の問題に行きたいと思います。項目の4、ADE、抗体依存性感染増強についてお伺いしたいと思います。元厚生省のキャリアで現在科学評論家の田口勇氏は、12月号の雑誌、プレジデント誌で、新型コロナの場合、ワクチンを打った人のほうが打たなかった人よりも感染しやすいという現

象は2021年から既に英国などで報告され、新型コロナワクチンに感染予防効果はないということが各国で示されていましてと論じております。あくまでも彼の意見です。ワクチン接種開始前から、メッセンジャーRNAワクチン接種に慎重な医師やウイルス学者、分子生物学者等は、コロナワクチンを打てば打つほど免疫力が低下し、コロナにかかりやすくなる。ADE、抗体依存性感染増強へ警鐘を鳴らしております。

ワクチンを接種しますと一時的に抗体が増大し、コロナにかかりにくくなるように思われますが、ワクチン接種によって算出されましたとげとげの有名なスパイクたんぱく質が血管内を巡り、血管内壁を傷つけ、血栓や出血を引き起こしたり、肝臓、脾臓、副腎、卵巣などの臓器に蓄積し、悪影響を及ぼしたりすることが知られております。ひどい場合には脳梗塞、脳溢血、脳内出血、心筋梗塞、心筋炎、大動脈乖離などに罹患する例が厚生労働省の副反応データから報告されております。

ADEは、ウイルス粒子と不適切な抗体が結合すると宿主、人間の体への侵入が促進され、ウイルス粒子が複製される現象でございます。また、免疫細胞もウイルスが感染し、それが暴走して正常な免疫細胞を攻撃するので、免疫力というのは免疫が免疫をやっつけてしまうので当然低下することにより、病気の重症化を促進してしまうことではありますが、当市は厚労省からADEに対する報告は受けているかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君） ADE、抗体依存性感染増強は、ウイルスの感染やワクチンの接種によって体内にできた抗体がウイルスの感染や症状をむしろ促進してしまう現象であります。厚生労働省によりましてこれまで新型コロナワクチンを接種した方でADEが起り、重症化してしまったという報告は臨床試験でも実用化後でも現時点において確認されていませんが、人における疾患増強リスクについて引き続き情報収集していくことが薬事承

認審査の過程で求められています。新たな変異型が出現した場合にはワクチンを接種した人でADEを含めた疾患増強が生じるかを観察する必要がありますが、現時点ではこのようなリスクの懸念はないと考えられますとしております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕分科会のほうでは、ADEはないと、ADE抗体というのですけども、ADE抗体ができて人間に悪さをしているというふうなことは確認されていないというふうなのですけども、去年なのですけども、世界で初めて実はADE抗体を発見したのが大阪大学の荒瀬尚教授を中心とした研究グループなのです。新型コロナウイルスに感染すると感染を防御する中和抗体、中和抗体というのはウイルスを抗体がくっついて、そして中和して処分してくれる、殺してしまうのが中和抗体ということ。中和抗体ばかりではなくて、感染を高める感染増強抗体が産生されていると。

これを初めて発見し、研究論文が実は去年なのです。去年の5月24日に、これもやはり有名な米国の科学雑誌、セルというところに掲載されました。ADE抗体は存在しているという研究論文で、この本研究の考察と意義というのが非常に目を引くのです。ADE、感染増強抗体の認識部位は現行のワクチン抗原も含まれていると、現行です。打っているワクチン抗原も含まれている。したがって、感染増強抗体を生み出すことを誘導しないワクチン抗原を開発することが望ましいと提言しております。本研究で明らかになった感染増強抗体の認識部位を改変することで、感染増強抗体を生み出すことを誘導しないワクチン開発が可能になることが期待されると記述しております。厚生労働省はあくまでも、私ずっと言っているのですけれども、効果が期待されるからだという理由で使用を許可しているのですが、接種する市民の安全を確保するためにはやはり科学的な根拠を自治体としては厚生労働省のほうに求めていかなければならないと思いますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君） 議員がおっしゃるとおり、ワクチンは健康な人が接種するものであるため、治療薬と比較し、より安全性を確保する必要がありますと考えます。安全性の確保に関し疑問が残るようであれば、国に対し、自治体説明会や様々な調査の機会に安全性や有効性について回答を求めたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君） [登壇] ぜひとも求めていただきたいのですが、ADE抗体のリスクが否定できていないうち、私は12から15歳の子供の育ち盛りの免疫力、体力を考慮いたしますと、難病や慢性特定疾患にかかっているために感染症に特段注意が必要な子供は除き、私は子供がワクチン接種によるいわゆる中和抗体価増強作用を獲得する必要はないのではないかと思います。子供の場合の副作用というのは、大人よりも人生の余命が長いから必然的に長期的な観察が課されて、コロナ罹患データでは子供の重症化率と死亡率もほとんど小数点3桁ぐらいまでいくとゼロなのです。ゼロに近いのが現実であることを考慮しますと、接種によるベネフィットというのは、あくまでも私の解釈ですが、リスクを上回るとしか思えません。子供はもとも風の子なので、鼻水や熱を出して、じっくり免疫力を鍛えていくのが、抵抗力をつけて育つのが当たり前で、私たちも実はそういうふうに来てきたと思うのです。コロナウイルス自体、コロナの世界になりましたが、ウィズコロナは当たり前なのですけれども、実はウィズウイルスが人間の宿命であるというのもう一度考え直さないといけないのではないかと思います。

変異を繰り返すたびに弱毒化が進んでおりました、先ほど私もう喉風邪程度だろうと、私の知り合いの医者とか、その関係者に聞くと同じようなことを言っております、正直なところ。保護者が冷静な判断をするためには、製薬メーカー、国の説明、主張だけでなく、中立公平な世界中のウイルス学者や

臨床医によるコーホートやRCT等のデータ分析により導き出される客観的、そして複眼的な情報を保護者に提供すべきであると思いますが、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君） 新型コロナウイルスは、変異を繰り返し、弱毒化し、通常のコロナ風邪になりつつあると理解しております。子供は、集団生活の中で乳幼児の頃から多くの感染症にかかり、その獲得免疫によって風邪を引きにくい、引いたとしてもごく軽い症状で終わるようになっていくと考えます。現在の新聞やテレビの情報は、どちらかという国のワクチン推進立場からの情報が多く見受けられますが、著名なコロナウイルス学者や免疫学者、臨床医の中には、現在の新型コロナウイルス感染症に対してのワクチン接種やメッセンジャーRNAワクチンそのものに対してのデメリットを訴えている方も多くいらっしゃいます。接種するか否かの判断材料として、ポジティブな意見ばかりではなく、なかなか報道等で表に出てこないネガティブな意見も広く周知し、接種の判断材料としていただく必要があると考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君） [登壇] 非常に客観的な意見で、中立な立場から見解を述べていくという姿勢、これ研究大変だと思います。いろいろ本来業務がある中でこれについて調べていくと、こういうデータもあります。しかも、査読されているかどうか調べる。そういうふうなことは大変だと思いますけれども、ぜひ情報の共有についてはお願いしたいと思います。

次、項目の5番、抗原原罪についてお伺いします。抗原原罪と呼ばれる現象がございます。抗原原罪というのは、人の免疫系が最初に会ったウイルス株への印象がいつまでも強く、免疫系の記憶に残り、その後同ウイルスの変異株のウイルスに感染した場合には変異株に特異的な新たな抗体をつくらせず、以前の株に対しての抗体ばかり生み出してし

まう現象です。その結果、変異株などに対応できない現象を示します。

イタリアのミラノで分子腫瘍学研究所に所属し、分子生物学、免疫学者である荒川尚博士は、抗原原罪はウイルスや細菌のような病原体だけでなく、ワクチンに対しても起こる。例えばデング熱は4つのウイルスに分類されるが、1つの型のデングウイルスに対するワクチンの接種は他の方の免疫反応低下につながるおそれがあるので、4つのウイルス血清型全てに対しバランスの取れた反応を最初のワクチン投与で確立する必要があると記述しております。そのことを踏まえ、新型コロナウイルスは頻繁に変異を繰り返しておりますから、抗原原罪により免疫応答が偏ってしまうことにより、ワクチンを接種すればするほど効果がなくなるのではないかと考えられますが、見解を伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君） 抗原原罪についてでございますが、厚生労働省からは正式な見解は出されていないと思いますが、免疫学の専門家の中には、新型コロナウイルスワクチンについて短期間に接種を繰り返すと最初に打ったときにできた抗体が次の抗体の生成を邪魔し、変異型に合わせたワクチンを接種しても免疫力がつかないと、ブースター接種に関し抗原原罪を危ぶむ声が出ているのは事実です。また、従来株ワクチンを4回接種した群と従来株ワクチン3回とBA.4、5ワクチン1回接種した場合でもBA.4、5抗体の上昇には差はないという報告もあります。

しかしながら、第31回厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会では、メッセンジャーRNAワクチンにおいてはその知見が十分ではなく、積極的に支持するような結果はないとされておりますことから、今後の臨床試験等の結果も踏まえ、注視してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君）〔登壇〕何か高校の生物を復習しているようで、ちょっと難しいかもしれま

せんけれども、要は最初にワクチン接種して抗体ができてしまうと、似たようなものが入ってくるのだけれども、獲得免疫の中のB細胞とって、その中で記憶がされていて、見抜いてしまうのです。これ似ているけれども、違う。ということは、今までは、1回目は効いていたけれども、2回目からは抗体をつくらなくなるか、今度擦り抜けてしまうようになる。

これが抗原原罪でございまして、抗原原罪ということ調べてまいりますと、ワクチンを作るときの一番の障害なのです。エイズウイルスもそうなのです。エイズもどんどん、どんどん形変わるので、ワクチンは作れない。そういうふうなものが事実なので、抗原原罪というのを基本に考えると、頻回接種に導くようなメッセンジャーRNAワクチンの開発というのは時間をかけなければならなかったのではないかと思います。もともと10年、20年かかると、実はメッセンジャーRNAも20年ぐらい前から開発は進んでいたのですけれども、障害となりますのは先ほどのADEと抗原原罪なのです。そういうふうなところを考慮しながらワクチン接種をしなければならぬのではないかなと思います。

次の質問に移ります。項目の6番は超過死亡数とワクチンとの関係についてお伺いします。調査ジャーナリストで櫻井治彦氏は、自身のブログで厚生労働省が発表している人口動態統計速報とデジタル庁が発表している新型コロナワクチンの接種状況をまとめてみるとCOVID-19、コロナウイルスのことです。ワクチンの接種と超過死亡数の増加に相関関係があることは否定できない。このワクチンを接種すると免疫力が低下するとも言われているが、データを見ると3回以上の接種が始まってから死亡者が増えていると記しております。

また、科学評論家の田口勇氏も、プレジデント誌上で同様に2020年のワクチン3回目接種数と死亡者の増加数との間には明らかな相関関係があることが分かりました。人口動態統計では2022年8月も前年より死者が激増しまして、これは4回目接種との関

係が疑われますと述べております。昨年、アメリカのフォックスニュースが世界中の国で超過死亡者が出ている。イギリス、ドイツ、シンガポールで、アメリカにおいてはかつてないほどの割合で人々が亡くなっているということを報道しました。ワクチン接種と死者急増の相関関係を指摘する人は少なくありません。私は、ワクチン接種を行う自治体は高い安全性を確認することを国に求める義務があると思います。したがって、自治体は厚生労働省に速やかに人口動態統計を分析し、指摘されている因果関係の有無を市民に説明することを求める必要があると思うので、見解を伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（千葉睦君） 専門家やジャーナリストの中には、厚生労働省が公表している人口動態統計とデジタル庁が発表するワクチン接種数とを分析し、相関関係があると公表していることは私も存じております。その公表内容としましては、新型コロナが直接の原因とされる死亡者数を差し引いても令和3年度に比べ、令和4年度の超過死亡者数は多く、要因としてワクチン接種との関係が疑わしいというものかと思えます。

国におきましては、厚生科学審議会が要望し、実施された研究、2021年の全死亡、超過死亡の発生と新型コロナワクチン接種数の関係について分析結果をホームページでも公表しております。考察としまして、コロナ禍における超過死亡数の発生と新型コロナワクチン接種数の間の時系列的な関係は説明が難しい。現時点において、ワクチン接種が超過死亡の原因になるという学術的な検証を得た科学的根拠はほかの国からも報告はないと記されております。しかし、その後の報告の更新はなされておられません。議員ご指摘のとおり、科学的根拠に基づいて継続して検証し、公表していただきたいと考えております。今後も超過死亡が継続して起こり続ける場合は、市民の情報提供として、厚生労働省に対し、超過死亡の発生とワクチン接種の関係について継続した分析、検証を求めていきたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君） [登壇] 検証を求めているというので、安心しておるのですけれども、超過死亡に関しては比較の対象として、ジャーナリストとか科学者は東日本大震災のときのお亡くなりになられた方、犠牲者の数、約1万6,000人を基準としているのですけれども、あり得ないような大災害であることは記憶に残っている方もいらっしゃると思うのですけれども、接種開始から接種期の超過死亡数がここにはあるのですけれども、約20万人近く、19万3,000人ぐらいになっている。東日本大震災を超えるような状況が月ごとに起こっているのがもう五、六回起こっている。ということは、激甚災害級のものがこんなに続けて起こるのはやはりおかしいというので、相関関係はあるが、因果関係については証明するのはジャーナリストとかではなくて国の責務だというふうな結論の方が多いと思います。私もそれに賛成いたします。

安全な接種体制を確立するためには、このような仮説が出てきましたら、超過死亡というのは仮説としましては一つの薬品に対して関連するのではないかと思われる事象、事案が発生した場合にはそれを疑うというのがベースでございます。基本になるわけでございますから、ぜひともいろいろな角度から検討していただきたいと思っております。

次、7番目、ワクチン接種後の後遺症等の治療体制についてお伺いしたいと思います。コロナワクチン接種後の後遺症についてネットや報道で死亡や後遺症等で被害を訴える件数が多くなり、もはや看過できる状況ではないと考えておりました。現状を正確に把握するには臨床医の見解を伺うのが最適であると考えまして、9月に北海道有志医師会兼全国有志医師会代表を務める十勝の本別町でほんべつ循環器クリニックを経営しております藤沢明德医師と会談してまいりました。同様に知り合いの医師、道南に住む有志医師の会員との情報交換を図ってまいりました。

臨床医の見解から、マスコミの報じる被害はどう

やら氷山の一角にすぎないのではないかと思っております。厚労省が11月11日に発表いたしました日本のコロナワクチン接種後の状況は、死亡者数がこれは1,908名、製造販売業者から副反応報告は、男性が重篤者が9,112人、女性の重篤者は1万6,412名、性別不明重篤者368名で、合計2万5,892名でございます。また、妊娠中の暴露、暴露というのはウイルスに感染することでございます。死亡が6名、重篤が105名となっております。ワクチン接種後の死亡例がその原因、急変時対処も含めてしっかり検証されることは当然のことです。これまでに貴い命2,000人近い死亡があり、医師が因果関係ありと報告した症例すら因果関係不明とされ、解剖も少なく、されたとしても確定されず、ほとんど全てが不明では、自分の家族や社会を守るためにワクチン接種をした方々にとっては大変残酷であると思えます。

藤沢先生によりますと、コロナワクチン接種後後遺症に対する医師を有志医師会のホームページ上で紹介しているが、潜在的な患者数を考えると医師の絶対数は少ないそうでございます。実際ワクチン接種後後遺症に取り組む医師が不足しているので、関西のあるワクチン副作用の治療法に精通し、既に3,000人ほどの患者を診察している開業医のところは、現在も全国各地から来院してくるとのことでございます。今後日本が契約している残余の4億数千万本の接種が進むのであるとしますと、当市においてもワクチン接種後後遺症により身体や精神的に苦しむ患者が現れると想定されますが、どのような医療体制を構築されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 新型コロナウイルスワクチンの副反応は、翌日などに起こる短期的で回復の早いものから中長期的な健康被害が起こっている方がいらっしゃるということは承知しております。市民からの相談に対しましては、よくお話を聞くとともに、北海道新型コロナウイルスワクチン接種相談センターの紹介を行っております。また、医療機関に対しましては、ワクチン接種後から体調が優れない患者

に対し、真摯に受け止め、治療に当たり、国への副反応報告も積極的に行っていただけるようお願いしてまいります。健康被害救済制度の活用についても、訴えがあった場合には速やかに赤平市予防接種健康被害調査委員会を開催し、国へ通告してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 鈴木議員。

○3番（鈴木明広君） [登壇] 今持っているツールは全てよく活用して、できる限り相談に対しては話を聞くというふうな答弁なのですけれども、アメリカにおいても似たような報告制度があり、これ自己申告なのですけれども、コロナワクチン接種後副反応有事事態、そういうふうな名前なのですけれども、毎日ホームページで更新されていて、死者数が3万3,000人ぐらいだったと思います。全ていろいろな分野、身体障がい者になられた方とか、病院入院が長くなった方とか、そういうのも記載されているのですけれども、統計学者によるとそういうふうな自己申告というのは1%から多くてもせいぜい30%ぐらいと言われております。ということは、我慢してしまう方と諦めてしまう方がいるというふうなことが分かります。いわゆる暗数の部分があるので、よく話を聞くというのが非常に難しいそうです。

藤沢先生と話ししてきて、一番困ったのは、ワクチン接種後にいろいろ症状が出たのだけれども、お医者さんを5件ぐらい回ったのだけれども、気にし過ぎではないか、これを飲んで効くはずではないかと、検査をやるとそうでもないというふうになるのですけれども、どうもおかしいと。それなら最終的にはメンタルクリニックのほうに行ってきたさいというふうなことになってしまって、それで最後にホームページを見て藤沢先生のところに来て、いろいろな検査をやり直して、接種歴とか症状とかを聞いて、それで快方に向かいつつあると、そういうふうな方がいます。

本別町というのは、十勝の方御存じだと思うのですけれども、6,500人ぐらいで、隣の足寄と合わせても1万三千数百ぐらいの医療圏なのですけれども、

どのぐらいのコロナの後遺症に対しての医療で治療なさっていますかと聞いたら、最初本を出版されたときは30人だったのですけれども、私が聞いたときにはもう100人超えていたのです。物すごく多いのでびっくりしたのですけれども、いや、それどころではないですよ、鈴木さんと言われた。北海道で3時間、4時間かけて、診てくれる医者がないので、私のところまで来ます。私のところに来たら、真っ先に聞くのはコロナの接種歴と症状が始まった頃。どういうふうなものか、そういうふうなものを聞かないと分かりにくいと。臨床医のある意味では勘というのものではないかとおっしゃっていました。これは、自分で勉強しないとお医者さんも分かりにくい点があるなというのが私の印象だったです。

どういうふうな症状があるのかというと、ずっと前から言われていました血栓ができる。コロナのとき血栓ができる。ワクチン後もやっぱり血栓ができて、心臓血管と血栓症でほとんど半分ぐらいがその症状であるというデータもあります。なので、これから接種がまたどういう体制になるか分かりませんが、進むとなると潜在的に発生してくるかもしれない患者に対するケアというのも責任を負わなくてはならないのではないかと私は感じて、この質問をしたのです。

症状としまして驚いた症状があったのですけれども、本別の農業の方で農閑期が終わって、春働き始めようとしたら、急に体が動かなくなった。疲れが取れない。ずっと慢性疲労症候群のような症状、あとは6,500人ぐらいの地域だから、がんの検診とかでもそんなにがんはいないのだけれども、がんの数が増えている。増えているだけだったらいいのだけれども、比喩的な表現でスキルスがんというのは医学的に物すごく速く進んでしまうがんなのですけれども、それを超えるターボがんと言っております。数か月前、何にもなかったのに、ちょっとおかしい。では、検査に行ってくださいと言ったら、ステージ4を超えてる状態、手の下しようがない。こん

なのは見たことがないと、そういうふうな症状があるということをお聞きしました。様々な症状があるので因果関係は証明できないけれども、だんだん、だんだんと症例数が増えてくる。あとは、有志全国医師の会の先生方との意見交換会において、どんどん、どんどん治験が広がってきて、どのような病気になるのかということになる。

病気というと、実はファイザー社というのは去年、自らの会社で訴訟があつて、情報公開しろと言ったら、ここにあるのですけれども、2,000近い起り得る病気を公表しているのです。だけれども、果たして日本でワクチン接種を受ける場合にそのようなデータが与えられているかどうかということに僕は疑問がある。やはり基本に立ち返らないと、ワクチンというのは社会の安全と生命と健康を守るものであるから、ワクチンというのは被害者はゼロに近づかなければならないと思うので、そのところももう一度考え直さなければならぬのかなと思います。

これで私の質問を全て終了します。どうもありがとうございました。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩いたします。

（午前10時55分 休憩）

（午前11時05分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序2、1、新型コロナウイルス感染症について、2、ふるさと納税について、3、防災について、4、町内会について、議席番号7番、木村議員。

○7番（木村恵君） [登壇] 議席番号7番、日本共産党の木村恵です。臨時国会が終わりましたが、臨時国会では統一教会被害者救済法案が成立をしましたが、政府与党は何とか会期末までに成立させようと参議院審議を形骸化させる議会運営までしてこぎ着けましたが、この法案に関しては被害者の方や弁護士の方から、成立は歓迎する一方、子供の救済にはならないなど不十分だという指摘が相次

いでいます。日本共産党は、会期延長してでも実効性のある法案にすべきと提案しました。結果として不十分という理由から、反対の判断をしました。取りあえず成立させるという政府与党や賛成した野党の姿勢は、私は党利党略優先に思います。真にこの法案を必要としている方々への配慮に欠けていると厳しく指摘をしたいと思います。

そして、今臨時国会が終わり、連日軍事費、防衛費の増額のニュースが報じられています。そして、明日にも、敵基地攻撃能力の保有と軍事費倍増に向けた閣議決定が行われようとしております。集団的自衛権の行使による敵基地攻撃能力は、先制攻撃そのものであり、専守防衛とは相入れません。平和外交は現実的ではないと力も注がず、武力で脅して平和になるという考え方こそ危険で非現実的ではないかというふうに言わなければならないと思います。さらに、財源論で国債だ、増税だという議論がありますが、問題は財源ではありません。5年で43兆円という金額、敵基地攻撃能力保有ありきで進める軍拡そのものです。国民が物価高騰やコロナで苦しんでいるときに、軍拡だけは何が何でも進めようと復興特別所得税の流用などもってのほかではないでしょうか。軍事費の財源のために岸田首相は国民自らの責任で増税を迫りました。コロナ禍と物価高騰で苦しむ国民の暮らしを政府の責任で守っていただきたいと思います。

質問に入ります。件名の1、新型コロナウイルス感染症について。項目の1、ワクチン接種について、要旨の1です。新型コロナウイルス感染症は第8波を迎え、空知管内では感染者数は過去最高を記録しました。現在はピークアウトしたとも報じられておりますが、これから年末年始の帰省など人の往来が増えていくことも考えれば予断を許さない状況だと思えます。これまで感染拡大の波とともに緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が繰り返し行われ、同時に生活支援や事業者支援が行われてきましたが、第8波に入った今、こういった対策は出されず、経済最優先の規制緩和路線を政府は進めております。

いつまでも宣言の繰り返しでは国も経済も厳しくなるということは確かに考えられますが、この間に保健所機能の拡充や医療体制の確保などをおろそかにし、ワクチン頼みであったため、結果としてこの第8波では医療逼迫の再来が懸念されています。ゆえに、地方自治体はワクチン接種を進め、感染防止を呼びかける以外に具体的な策を講ずることが非常に難しい状況になっていると思います。

そこで、オミクロン株対応新型ワクチン、コロナワクチンの2価ワクチン、いわゆる追加接種というものが赤平市でも9月から始まっています。3回目、4回目、5回目の接種というものになると思います。12月5日に公表された最新の状況では、接種された方の数は全国で2,681万7,262人ということで、全人口に対する接種率は21.3%となっていました。現時点での赤平市のこの追加接種の状況をお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） オミクロン株対応のワクチン接種の状況についてでございますが、接種対象者である1、2回目接種を完了した12歳以上全ての方へ接種券付予診票の送付を完了しております。接種予約につきましてはウェブか電話での予約受付とし、5回目接種の対象となる60歳以上の方につきましては前回と同様こちらで日時、場所を指定し、ご案内をしております。

接種体制でございますが、これまでと同様市内3か所の医療機関での個別接種となっております。接種率についてでございますが、11月末現在、3回目から5回目の方を合わせましてオミクロン株対応ワクチンを接種された方は2,382人、接種対象者に対して30.5%の接種率となります。全人口に対しますと26.3%の接種率となります。また、12月接種の予約数を含めると約5,000人の接種者数となりまして、全人口に対しまして約55%の接種率になると見込まれております。これまでもお伝えしておりますが、ワクチン接種は強制されるものではございません。現在の新型コロナウイルス感染症の重症化や死亡リ

スク、またワクチンの効果や副反応等のリスクを十分考慮し、ワクチン接種の判断をしていただきたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 オミクロン株対応ワクチン接種は11月末時点で2,382人、接種対象者比では30.5%、これ先日も聞きました。全人口比で26.3%ということでした。また、12月接種の予約状況からは年内には全然人口比の約55%、5,000人ほどになるという見込みだということが確認できたと思いません。

政府のワクチン接種のお願いのコミーシャルというのが毎日毎日報道されておりますが、岸田総理が大切な人を守るため、早めのワクチン接種をというようなものです。大切な人を守るというフレーズよく使われていて、過去には集団的自衛権、安保法制の説明のときであるとか、今で言えば敵基地攻撃能力の保有や防衛費の増額の必要性でも説明で使われている。また、マイナンバーカードのコミーシャルもそうですけれども、こういったコミーシャルを毎日毎日目にしていると自分もこれは打たなければいけないものだと、あるいは自分も作らなければいけないものだというふうに錯覚してしまいがちなのです。実際は市民の方々というのは、今答弁にもありましたが、感染拡大の波であるとか、経済活動の再開、報道で言う副反応のリスク、あるいは後遺症等のリスクなど、あらゆる情報から打つか打たないか判断されているというふうに思うのです。

しかし、私はそれでいいと思うのです。なぜなら、リスクといった面だと、先ほどもちょっと議論ありました様々な報道があるので、どれが正しいということを決定できないと、決めれないのではないかと思います。政府は先ほども言ったようにワクチン頼みの対応というのをずっと進めてきましたので、連日大きな予算かけてコミーシャルをしておりますが、ワクチン接種を今進めるしかないからなのです。しかし、これはあくまで任意の接種ということになりますので、自治体が担うべき役割というのはワク

チン接種を希望される方に速やかに接種できる体制を確立し、提供することであり、自治体がワクチンを打つか打たないかの判断強要などはできないということになると思います。逆のケース考えても、例えば副反応が危険だから、この自治体では接種しませんなどとなれば、接種したいという市民の権利は一体どうなるのかということになると思うのです。当然のことだと思います。ですから、自治体が担うべき役割は、今言ったように接種体制の確立と提供、これに尽きるのではないかと思います。

そして、この間赤平市においては市民からの苦情も少なく、しっかりと取り組まれてきたと私は思っております。年内人口比約55%の接種率になるというのは、やはりそういったものの現れではないかというふうに思うのです。大切なのはこの部分だと思いますので、今後もしっかりと希望者への接種に引き続き対応していただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。項目の2です。コロナ対策について、要旨の1です。コロナ対策事業の効果検証についてお伺いしていきます。赤平市では11月の第3回臨時会において、今年度のコロナ交付金の残額に一般財源7,000万円余りを合わせて物価高騰、コロナ対策を講じ、質疑も一切なく可決成立ということになりました。市民生活や市内事業者の方々を何としても守ろうという行政、また議会の一致した姿勢の現れではなかったかと思います。この物価高騰、コロナ対策の財源となる交付金に対して政府の諮問機関からは、ウィズコロナへ移行する中、臨時交付金については縮減、廃止していく必要があると、財政制度等審議会です。また、財政構造をコロナ前に早期に復帰させていく必要があると、そういった意見が出ていると。交付金の縮小、廃止を求める意見が相次いでいるという報道があったのです。

理由については、適切な使途ではないものがあつたり、効果が不透明な使途があつたりということだということなのです。自治体は、内閣府から使途や効果を検証するよう求められており、効果検証を住

民に公表するよう求められているわけですが、検証、公表を行っていない、もしくは適切でないというものについては縮小、廃止の検討を行うと言われれば分からなくもないのですけれども、いきなり全体的にこれはもう縮小、廃止だというのはちょっと乱暴ではないかと私は思います。そこで、赤平市の令和3年度までの事業の効果検証、この結果の公表が議会にも報告されておらず、住民にも公表されていないと思いますので、効果検証及び公表はしないのかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 当市におけるコロナ対策事業についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、決算審査特別委員会への説明資料としてワクチン接種費用も含めました主なものの事業費をお示ししているところであります。当市における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業についての効果検証及び公表につきましては、交付金要綱においても実施が求められておりますことから、令和2年度、令和3年度と交付金の該当年度で分けた上で効果検証を行い、市のホームページにて公表しております。

幾つかご紹介させていただきますと、中小企業への事業及び雇用の継続支援は令和2年度、令和3年度におきまして2回ずつ、さらには今年度にも2回、合計で6回にわたり実施させていただいております。市内消費の活性化を図るため、オールあかびら！たすけ愛商品券の配布につきましても、令和2年度、令和3年度に引き続き今年度も実施させていただいております。このほか公共施設や市内企業への感染拡大防止対策や子育て世帯への支援など、その時々に必要な様々な事業を実施し、一定の効果があつたのではないかと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 主な事業費は、決算審査特別委員会等で説明資料として出しているということです。そこには効果がどうだったというのはないのです。効果検証はホームページに公表して

いるということだったのですが、質問通告後に改めて調べたところ、確かにホームページのほうに効果検証のPDFファイルあるのです。それで、ここには効果検証という欄に、例えば今答弁で述べられたものでいうと令和2年度の感染症対策中小企業等事業継続支援事業、中小企業及び個人事業主203件に支援し、事業を継続することができたというふうに記載しているのです。令和2年度は38事業、3ページにわたって、令和3年度は14事業、1ページに掲載がありました。ここで国が求めている効果検証及び公表というのはしっかりされているとしっかりされているということは確認取れたと思うのです。

ただ、住民に対して公表していると言えるかどうかという点においては、私は若干不十分ではないかというふうに感じると。このページにたどり着くまでには、ホームページでも行政、まちづくりのところに行き、財政のところに行き、赤平市の財政というところに行き、そこで初めてたどり着くと。キーワード検索でコロナの効果検証とやれば早く出てくるは出てくるのですが、それでもそのページの一番下の部分にあるのです。そこをクリックしないと出てこない。まず、市民に対する公表という点においてももう少し工夫、検討される必要があるのではないかと思うのです。さらに、その上でこれらの効果検証、全て効果的であったとなっております。先ほど申し上げた適切な使途という枠、国が言っている、それにも当てはまる認識かというのをお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 効果検証結果の公表の仕方について若干不十分ではないかというご指摘でございますが、ホームページのみでの公表でございますので、全ての市民への公表とはなっておりませんことから、不十分だといったご指摘につきましては今後におきまして検討してまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症への対策につきましては、時間の経過とともに必要となる対応が変

化をしてきたことはご承知のことと思います。令和2年度におきましては4月を皮切りに8回の補正予算、令和3年度におきましては5回の補正予算を編成して対応してまいりました。この間事業を決定していく過程におきましては、当然ながら交付金の要綱等を鑑みた上で支援が必要なところへの対策を講じてまいりましたことから、全ての事業におきまして適切な使途であったものと認識しております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕公表の仕方については検討していくということでした。また、適切な使途だということの認識も確認をできました。要綱等に即して予算化され、議決もされているので、全国的に本来このような理由で交付金の縮小とか廃止などはあり得ないのではないかなど私は思うのですが、まして今物価高騰から市民を守るためにはコロナ禍も含め必要な財源となりますので、国に対しては縮小、廃止などしないようしっかりと要望も上げていく必要があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。件名の2です。ふるさと納税について、項目の1、ふるさと納税制度のルール変更について、要旨の1です。赤平市のふるさと納税については、現在13のポータルサイトで、返礼品取扱事業者の方々のご協力もいただき、市内の特産品をPRするとともに、毎年多くの寄附をいただいております。都会の一極集中による税収の偏りをふるさとと言える地方に回すといった趣旨で始まったこの制度ですが、豪華な返礼品を呼び水とした自治体間の競争が過熱したため、返礼品は寄附額の30%以下の地場産品などのルールを守る自治体だけが指定され、制度に参加できることと今なっております。政府与党は、このふるさと納税制度のルールに違反した自治体の対応を厳しくする方針を固めたと報じられております。現在最長1年前の違反のところを2年前の違反で制度から除外できるようにするという事になったと。2023年度の税制改正に盛り込むということが言われています。いまだに過度に高額

な返礼品を送る事例などが後を絶たないのが理由だということなのです。赤平市も2019年6月に新制度に移行する際の3割超えに該当する27品目については、寄附設定額や内容量の変更など返礼品の寄附額の基準の見直しというのを2018年度に行ったことがあります。その後このルールはしっかり守られているのかをお伺ひしたいと思います。このところ物価高騰などもありますので、取扱事業者の方から単価アップの要請などを受ける。また、寄附額の変更など、内容量の変更などの意見も出てくるのではないかと思います、その辺の対応など毎年チェックされているのかお伺ひします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君）本市のふるさと納税につきましては平成27年度から返礼品を開始しておりますが、国が初めて返礼品のルールを定めた平成29年4月以降、新たなルールについてもその都度見直しを行い、これを遵守する形で今日に至っている状況でございます。また、令和元年6月からふるさと納税の団体指定制度が始まりましたけれども、赤平市も指定制度を当初から指定を受け、更新を繰り返しながら、直近では令和4年10月1日から令和5年9月30日の指定を受けております。

議員のご質問にもあります物価高騰等による影響ということでございますが、ご承知のとおり、ふるさと納税のルールとして寄附金に対する返礼品の返礼割合は3割以下とされております。各返礼品取扱事業者におかれましては、物価高騰の影響を受け、価格を上げざるを得ない状況も見受けられますが、仮に3割を超えるような価格を希望される場合には、年度途中においても設定の寄附額を上げるなど適切に対応してまいります。

ふるさと納税につきましては、おかげさまで全国の皆様からご支援いただき、本市の行財政運営において貴重な財源となっております。今後におきましても引き続きご支援いただけるよう、地元返礼品取扱事業者と連携し、加えてふるさと納税制度のルール遵守を徹底し、業務を遂行してまいりたいと考え

ておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕新制度に移行後は、指定を受けて、それを更新するというを繰り返しているということでした。直近では今年の10月からの指定も受けているということが確認されました。また、返礼品取扱事業者の方からの希望に対しても毎年適宜チェックして適切に対応していくということで、問題なく取り組まれているのかなという印象を受けました。

では、なぜ政府はこの厳格化にかじを切ったのかということですが、全国の自治体で指定と更新においてこうやって行われているけれども、そこで擦り抜けが行われているとか、あるいは政府のチェックが甘いのかということではないかと私は思うのですが、ふるさと納税という制度自体が、先ほども言いましたけれども、競争を生む仕組みになっていることそのものが問題があるのではないかなというふうに私は感じております。私この制度を利用したことないですけども、今答弁にありましたとおり、本市においては貴重な財源となっていることは事実であり、地元企業や特産品PRにもなっておりますので、ぜひ適正な運用を心がけて引き続きしっかりと取り組んでいっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。項目の2、あかびらガンバレ応援寄附金について、要旨の1です。あかびらガンバレ応援寄附金の今年度の寄附状況が赤平市のホームページに掲載されておりました。10月31日現在、2万1,852件で、約5億円となっていました。昨年度は最終的に年間で4万2,449件の寄附で9億1,140万3,607円となっておりまして、年々この寄附額も大きくなってきているというふうに思います。これから件数も12月に入り増えてくる時期だと思いますが、昨年度と比べて件数や寄附額、返礼品などの傾向はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） あかびらガンバレ応援寄附金

の状況についてでございますが、現在赤平市ホームページを更新し、11月末日の状況を掲載しております。寄附件数につきましては3万2,586件、寄附額につきましては7億3,996万4,200円となっております。昨年同月と比較しますと約3割増となっております。12月につきましては例年寄附の最盛期となりますので、昨年と同程度の寄附を見込んだ場合、今年度決算は昨年度決算を超える寄附額が見込まれております。寄附額が増えている要因といたしましては、返礼品の数と種類を新たに拡充いたしまして、インターネットで申込みできるポータルサイトも昨年から3サイト増やしたことが考えられると思います。

返礼品の傾向といたしましては、これまでと同様に日用品の需要は堅調に推移しており、さらにコロナ禍でも旅行需要の回復傾向が見られ、それに関連する返礼品も一時の落ち込みから徐々に上向いてきていると感じております。先ほども申し上げましたけれども、この12月が最も多くの申込みがございまして、特に年末までの残り2週間、大みそかから元日に年を越す寸前まで駆け込みの申込みが殺到することが予想されております。今後につきましてもより多くの皆様からご寄附をいただけるよう努力してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕通告後に私もホームページ見たのですけれども、今答弁にあったように1か月で1万件以上寄附件数が伸びていて、寄附額も2億3,500万円ほど増えていて、7億円超えているという状況でした。昨年同月比で今約3割増ということが述べられましたので、決算では昨年度決算を超えるのではないかという期待が膨らむところです。返礼品やポータルサイトの拡充などが功を奏しているということが述べられたと思うので、これについては年々しっかりと取組が強化されてきているなという印象を受けました。返礼品の傾向についても、引き続き日用品が堅調ではありながら、旅行需要の回復傾向が見られるというのは大変当市にとっても、また市内企業にとってもうれしいことではな

いかというふうに思うのです。ちなみに、この寄附の際に選ばれる事業名なのですが、この件数の偏りというのは昨年度も今年度もそれほど変化がないと思うのですけれども、この点についての何か考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 寄附金の使い道につきましては、現在地域医療の充実を図る事業、子供たちへの事業、市民自らのまちづくり、炭鉱遺産関連、その他まちづくり、使途を指定しないという6つの事業メニューとして、寄附者が使途を選べるようになっております。事業による偏りにつきましては、寄附者が選ぶものでございますので、こちらが調整することとはできませんけれども、社会の情勢により変化することは考えられるかと思っております。例年子供たちが元気で健やかに育つための事業への割合が一番多いのですけれども、新型コロナウイルス感染症による影響が大きかった2019年度、2020年度には命と健康を守る事業の割合が多い結果となったところであります。しかしながら、寄附者の大多数につきましては、寄附メニューというよりは返礼品の内容によって赤平市が選ばれているということが予想されますので、寄附者の皆様に赤平市が選ばれるよう、引き続き魅力ある返礼品の開発とPRに努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 ふるさと納税という制度なので、ふるさととなる自治体であるとか、そういったところへの寄附という気持ち、あるいは何より返礼品で寄附先が選ばれているというのが現状なのかなと思うのです。寄附する事業名については、選択の順位等になるものでもないのかというふうに思います。しかし、この貴重な財源を寄附者の意向を尊重して当市では活用していくわけなので、ここの事業名というものもしっかりと精査しながら行っていく必要があると、そこは大切なのではないのかというふうに思うのです。寄附金の積立てによる

基金というのは毎年予算にとって非常に重要になってきておりますので、事業の精査という点もやっていっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。件名の3です。防災について、項目の1、弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合について、要旨の1です。本年の10月4日午前7時半頃、Jアラートが発出されました。2017年の8月以来5年ぶりということで、多くの市民の方々が不安になったのではないかと思います。政府は、弾道ミサイルは発射から僅か10分もしないうちに到達する可能性もあるとして、落下する可能性がある場合はJアラートを活用し、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報を知らせているとしています。その上で、1つ目に速やかな避難行動、2つ目に正確かつ迅速な情報収集と注意を促し、行政の指示に従って落ち着いて行動してほしいというふうに呼びかけているのです。赤平市ではこういった場合に市民が取るべき行動をどのように示し、どのように周知しているかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合の行動と周知についてでございますが、弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合に市民にお知らせする手段でございますが、全国瞬時警報システム、Jアラートが弾道ミサイルが日本の領土、領海に落下する可能性、または領土、領海の上空を通過する可能性がある場合に発出されます。10月4日に北朝鮮のミサイルが上空を通過した際、市は国からのJアラートによる情報伝達を防災行政無線が自動的に起動し、屋外スピーカー等から警報と避難の放送を流したところであります。そのほかにも携帯電話にエリアメール、緊急速報メールが配信され、テレビやラジオでも一斉に放送されたところであります。

そこで、赤平市ではこういった場合に市民が取るべき行動をどのように示し、どのように周知しているのかということでございますけれども、赤平市の

ホームページにおきまして、そういった場合については屋外にいる場合は近くの建物や地下に避難し、近くに建物がない場合には物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守ってくださいと、屋内の場合にはできるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してくださいと周知をさせていただいているところであり、防災行政無線の放送においても避難行動を案内しているところであります。しかしながら、今回のような弾道ミサイルの発射からJアラートの発信を受け、避難するための時間も非常に短いことから、市民一人一人がその時々状況に合わせた避難行動ができるように改めて広報等を通じて周知を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 ホームページです。屋外にいる場合には建物の中または地下に避難してください。近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守ってください。屋内にいる場合ですけれども、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。そして、行政からの指示に従って落ち着いて行動してくださいとなっております。行政からの指示という部分が今答弁にあった防災行政無線の放送等ということになるのだらうと思いますが、これらの行政からのお知らせによって実際にはどれくらいの市民の方々が避難行動を取ることができたのでしょうか。こういった検証は行われているのか、また自治体によってはJアラート発出時を想定した避難訓練を行っておりますが、赤平市では避難訓練についてどのように考えているのかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 初めに、このたびの放送時にどれくらい市民が避難行動を取ったのか、またそれらの検証を行っているのかということについてでございますが、議員ご指摘ありました市民が実際に避難行動を取ることができたのかどうかの把握や検証についても行ってないところであります。

次に、Jアラートを想定した避難訓練を行う予定はあるのかということでございますが、Jアラート対応を主とする避難訓練というのは現段階では想定しておりませんが、総合防災訓練の中でJアラート発出時の対応の訓練を盛り込めるのか検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 検証はしていません。難しいと思うのです、確かに。ただ、何らかの検証は必要かなという気はいたします。

また、訓練のほうも今想定していないけれども、何かで盛り込めればということだったと思うのです。弾道ミサイルの発射からJアラート、避難行動まで僅か数分間で行わなければいけないと。政府も、先ほど言ったように10分もしないうちに到達する可能性もあると言っているのです。地下シェルターもないようなところでは避難といってもということ、避難行動につながらないかもしれません。さらに言えば、今回のJアラートは日本を通過してから発出されたなどと報道されております。こういうことになると、Jアラートが鳴っても避難しなくても大丈夫ではないかというふうに思う、いい避難行動につながらなくなってしまうかもしれません。実際にはJアラートが鳴れば少しでも命を守る行動を市民の方々にしていただかなければならないというふうに思うのです。最初の答弁でもありましたけれども、市民がその時々状況に合わせて避難行動できるように周知を図っていきたいということ述べられていましたので、しっかりそのことはやっていただきたいのですが、何よりも、冒頭言いましたけれども、撃たせないことが一番大事なのですよね。敵基地攻撃能力だと撃たせないという防衛力、抑止力には全くならないと私は思っていますので、政府においてはしっかり平和外交に力を尽くしていただきたいと思っております。Jアラートが鳴らないようにしていただきたいというふうに思います。市に関しましては、しっかりとこの辺検討していただけて進めたいというふうに思います。

次の質問に移ります。項目の2です。指定避難所について、要旨の1です。さきの住民懇談会でも防災についての質問や意見が多かったと聞いております。中でも指定避難所についての不安の声が多かったのではないかと思います。現在旧3小学校の活用検討が行われておりますが、そのうちの茂尻地区と豊里地区には大きな収容避難所、指定避難所がなくなるという印象が強く、不安の声が上がっているのではないかと思います。また、今指定されている避難所は小さくないだろうか、備蓄品はちゃんとあるのか、どれぐらいあるのかといった声も上がっていたと思います。町内会の課題については後ほどの質問で行いますけれども、町内会館も維持管理が困難になってきている。こういった中で不安が増してくるのはある種当然ではないかというふうに思います。

行政に大きな避難所を求める声が出てきても不思議はないのかなど。これらの意見についてですが、市民の防災意識の高まりと捉えてもいいかと思いますが、逆に言えば、厳しく言えば防災に関する情報が防災マップの配布にとどまり、行政の説明が十分ではなく、住民理解、納得が進んでいないことが表面化しているとも言えるのではないかと思います。そこで、現在避難所の収容可能人数や備蓄品の有無など、どのように情報提供されているかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 避難所の収容可能人数や備蓄品の有無などの情報についてどのように情報提供されているのかということでございますが、避難所の必要収容数は地震の震度を想定し、20%の被災者を収容できるよう指定しているところであります。茂尻小学校、豊里小学校が減り、新たに赤平小学校が加わり、現在では赤平市全体での収容可能人数は2,633人と想定しており、総施設数は維持できていると考えております。備蓄品につきましては、食料、飲料水の2,000人の3日分と想定し、そのほかにもストーブや発電機等の停電時に対応した機器等も備蓄

し、地域を分散して保管しているところであります。また、平時から各家庭においても3日間分程度の備蓄をしていただくよう広報等において呼びかけをさせていただき、防災マップにおきましては非常時の持ち出し品チェックリストも掲載させていただいております。しかし、これまで避難所の収容可能人数や備蓄品の有無などにつきまして広報等では情報提供しておりませんでしたので、今後対応させていただきたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君） [登壇] 災害規模から人口の20%の被災者を収容できるよう想定していると、その避難所を指定していると。赤平市全体では収容可能人数は2,633人だということでした。施設は維持しているということも確認ができました。備蓄品は約2,000人分の掛ける3日分、ストーブ、発電機等も含め、地域を分けて備蓄、保管しているということです。当然備蓄品が全ての指定された避難所にあるわけではありません。調べたところ、食料と飲料水がそろって備蓄されているところでいえば、赤平小学校、中学校、平岸コミュニティセンター、ふれあいホール、茂尻分団備蓄倉庫となっております。こういったことも併せて周知徹底することにより、例えば茂尻地区などで出されていた避難所が小さいのではないかという不安は、収容人数はこういうふうに想定されており、茂尻分団備蓄倉庫に食料、水があるということを周知していけば、少しこういった不安は解消されていくのではないかというふうに私は思います。収容人数、備蓄品などの情報提供を今後しっかり対応されていくということでしたので、お願いしたいというふうに思います。

さて、豊里地区の意見です。これについてはどうかということですが、防災マップを見ても豊里地区のものを見れば、避難経路も含めて全て避難先、児童センターというふうになっております。私もこの住民なのでそうなのですが、先ほど述べた備蓄品に関しても、今言ったようにこの地域というふうにいえば食料、水はないということだと思っております。

こうなると、やはり地域住民の方々の不安は大きくなるのではないかというふうに思います。旧豊里小学校を避難所にとか、新しく収容人数の多い避難所が欲しいという声が聞かれると、平岸コミュニティセンターのようにという声も多いのではないかと思います。実は議会報告会では、平岸コミュニティセンターの地域住民の維持管理については町内会のほうでは逆に困難になってきているということの意見も出ていたのです。そうなってくると、高齢化社会となり、町内会館を維持していくの難しい中で、将来的にその避難所を維持していけるのかどうかということはいさしかり考えていく必要があるのではないかなと思います。

まず、避難経路の面で言えば、例えば豊里地域から橋が近いところは橋を渡れば赤平小学校、中学校というところがありますし、こちら側の橋から遠いところだと橋を渡らずに、コミセン別館であるとかあるいはみらいというところに避難することが可能ではないかと。例えばこれは、日の出地区から避難所指定されている総合体育館までの距離と比べてもそれほど変わらないのです。こういった避難経路の見直しとか指定されている避難所の対象域の緩和などによっても地域住民の方々の不安解消というのが少し図れるのではないかと私考えますけれども、これについての見直しについての考えお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 豊里地区における避難所の不安解消についてでございますが、豊里小学校が閉校となり避難所の指定が外れたことにより、住民懇談会等において旧豊里小学校の活用や新しく避難所を新築するといった声が寄せられているところであります。しかしながら、改修費用や維持管理費には多額の費用が伴うこと、また将来の人口を考慮すると果たして大型の避難所が必要なかどうかということもございますので、現段階では避難所に限った単独での整備は難しいと考えているところであります。そこで、議員ご提案の避難経路の見直しや指定

避難所の対象区域の緩和により、少しでも地域住民の不安解消を図るべきではとのことでございますが、議員ご指摘のとおり、豊里児童センター1か所となりまして、防災マップにおける避難経路は豊里児童センターに誘導する形となっております。これらことから、豊里地区のみでの解消だけではなく、コミセン別館や赤平小中学校などを含めた避難経路や対象区域の見直しを検討してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君） [登壇] 現段階ではその避難所に限った単独での整備は難しいと考えていると、避難経路の対象区域の見直し等については検討していくということでした。理想を言えば全ての地区、地域に全体収容できるような大きな避難所があることが望ましいわけです。地域に大きな避難所を求める皆さんの声というのは当然かもしれないと思います。しかし、あるにこしたことはないわけですが、実際には今の住民不安解消される一方で、答弁にもあったような現実的な課題であるとか、人口等による将来的な課題、こういったものが同時に存在してくる問題だと思うのです。今の段階では、そういったことを総合的に判断して、まず不安解消できることはないかと、そういうことを考え、行っていくことが何より重要ではないかというふうに思うのです。決してこの地域の市民の方々が災害時の避難に困ることがないように、引き続きあらゆる努力のほうをしていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。項目の3です。避難基準について、要旨の1です。避難所の収容人数といった規模に対する不安、今も言っていましたけれども、その不安についてもう一つ周知しておかなければならない課題が避難基準についてだと思うのです。実際にいざ災害が起こった場合にどのように避難する必要があるのか、いつ、どこにどのようにということが本当に周知されているのかという問題です。赤平市のホームページでは、昨年5月20日から新たな

避難基準が定められましたとなっています。具体的にどのような見直しがされ、市民に対してホームページ以外でどのように周知されたのかお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 避難基準の見直しと市民への周知についてでございますが、令和3年5月に災害対策基本法等の一部を改正する法律が公布され、これまでとの大きな改正点といたしましては、市から市民の皆様が発令する避難勧告を廃止し、避難指示に一本化となったところであります。レベル3、高齢者等避難では、避難に時間がかかる高齢者や障がいのある人は危険な場所から避難を開始するもので、高齢者等以外の人も避難の準備を始め、自主的に避難するタイミングとなっております。また、レベル4、避難指示では、危険な場所から全員避難するもので、市の発令を明確にした内容となっております。これらの改正内容につきましては、赤平市の広報あかびら、赤平市ホームページに記載したほか、今年全戸配布いたしました赤平市防災マップにも掲載し、周知を図ったところであります。いずれにいたしましても、避難基準を含む防災に関する情報につきましては一度きりだけでなく、これまでも台風シーズンなど大雨が予想される時期に広報等においてお知らせしているところでございますが、引き続き周知を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 避難勧告廃止されて避難指示になったと、レベル4の避難指示では全員避難となっているということです。ホームページ、広報あかびら、広報あかびらは今年の7月の6ページということになると思います。そして、今年8月に発行された防災マップで周知している。実際に市民の方々が十分にこれを理解されていて行動に移せるかということが一番重要になると思います。今引き続き周知を図っていくということでしたので、しっかり取り組んでいていただきたいと思います。

今後の周知に関してですが、1点要望したいと思っています。避難基準の周知はいつ避難するかという点については今のレベルなどが重要だと、大切なのですけれども、どのように、あるいはどこにという部分が現状の防災マップやホームページでは若干分かりづらいというふうに思うのです。広報の昨年7月の6ページも上のほうには避難基準が載っていて、下の下段のほうにはそういったことが載っているのですが、例えば安全な場所にいる人が指定避難所に行く必要はありませんとか、小中学校、公民館だけが避難先ではないですよなど載っているのですが、載っているのですが、若干小さい文字で印象も薄いというようなイメージが私にはあります。ホームページのリンクにイラスト付きの分かりやすいページありまして、ぜひこういったものも活用して、どうやって避難すべきかということも周知していただきたいと思います。垂直避難であるとか、避難所ではない場所への避難等も含めて、こういったことも周知すべきだと思うのですが、この点についての考えをお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 市民への周知の工夫についてでございますが、避難基準に関する広報あかびらでの周知において言葉では記載しているものの視覚的に訴えているものではないということにつきましては、議員ご指摘のとおりであると思っております。消防庁のホームページではカラーでイラストを使って分かりやすく掲載しておりますので、それらを参考にしながら、今後当市におきましても分かりやすくお伝えしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 分かりやすく伝えるよう改善していただけるということだったと思います。災害に対する市民の方々の不安を解消するに当たって、避難所も重要でしょうけれども、いつ、どこに、どうやって避難すればよいかを十分に理解していただくことが何より大切なのだというふうに

私は思いますので、その点しっかりと取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

次の質問に移ります。件名の4の町内会について、項目の1、町内会の現代的な課題と存続について、要旨の1です。町内会の加入率の減少や高齢化による担い手不足は、車社会やインターネットなどによって生活が便利になり、隣人との付き合いが不要となることや日々の生活や仕事に追われ、地域のことなどについては直接関係のあること以外はなるべく関わらない、関わる余裕が今度ないというような現代的な課題があるとされておりまして、これ自体を直接行政のほうで解消するというのはなかなか難しいと私も思います。例えば今言ったような災害時などは近隣住民の助け合いや支え合いが非常に重要な役割を果たすことから、町内会という組織の存続は協働できる地域組織として自治体にとっては欠かせないものだというふうに私は思います。この点について行政の見解をお伺いします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 町内会の存続についてでございますが、町内会活動におきましては住民の高齢化や町内会の加入者不足等によって役員ですとか民生委員等の役職の担い手不足が問題となっており、コロナ禍の影響も相まって地域活動に様々な制限が出ていることを認識しております。そのような状況下におきましても、防災活動や広報配布、地域における困り事の解消など、住民同士のつながりに期待する業務は数多くございまして、町内会の重要性はむしろ強まっていると思っております。まちの安全、安心のために町内会と市がお互いに協力し合うことが必要であるというふうに考えております。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 町内会活動については様々な制限が出ているというふうな認識を持っていると、そのような状況下でも町内会の重要性はむしろ強まっているということだったと思うのです。町内会と市が協力し合うことが必要だというふうに思います。この答弁から、やはり町内会という

組織の存続ということについて自治体にとっては欠かせないというふうに認識されているのではないかと、その認識の共有がされているのだというふうに思います。

では、行政が町内会とどのように関わっていくかということなのですが、このことが次に問われてくると思います。町内会からはふだんから、また住民懇談会などもそうですが、様々な意見、要望が出されております。相談があれば行政として受け付け、解決を図っていくこととなりますが、先ほど言いましたように高齢化、加入者不足の問題からくる町内会の担い手不足、こういったところについてなのですが、町内会というのはあくまで任意団体となりますから、行政からそれに対していろんなお願いはすることはできても、支援をすることはできても、なかなか行政として主体的に町内会活動、組織活動を行うというのは難しいのではないかとこのように私は思います。ここの議論が今までなかなかかみ合わない部分ではないかなというふうに思うのです。

それで、次の要旨の2に移りますけれども、任意団体である町内会というのは現代社会においては行政の情報発信や街路灯の維持管理やごみ処理などの衛生活動、交通安全や防犯の活動、高齢者の見守り、子供の見守り、地域のつながりを育む各種行事など様々な役割を担っていると、このように役割の多様化によって公共的な事業も今担っていただいているわけですが、決して補助金を出せばやってくれる下請機関というようなものではありません。もちろん赤平市においてそのような考えは全くないと私は思いますが、問題は行政と住民が担う役割の関係を含めて協働で議論する必要性が増してきているということだと思うのです。何より人手不足や加入者不足からくる財源的な課題や担い手の確保といった課題をどのように解消していくか、町内会からの要望というのは切実なものがあるというふうに思います。逆に言えば、それだけ公共的な事業も担っていかせているからこそその要望だと思うのです。町内会連合会と意見交換されている中で、ブロック担

当職員の配置というのが数年にわたって要望されていると思います。この点についての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） ブロック担当職員の配置についてでございますが、ブロック担当市職員につきましては町内会連合会よりご提案いただいております。他の自治体では地域担当職員制度として職員を地域行事や会合に参加させている取組もあるようでございます。赤平市においては職員に対する日常の業務量が増大しております、ブロック担当市職員の配置についての取組は年々厳しい状況にあると考えております。町内会の皆様におかれましては、地域における困り事は市民生活課を窓口としてご要望、ご相談をいただいております。今後とも全庁的に相談しやすい雰囲気づくりに心がけ、関係各課を含めて対応し、町内会連合会並びに町内会との連携を深めてまいりたいと思います。また、市職員の町内会活動への参加については、既に積極的に参加している職員もおりますけれども、引き続き新たな職員の参加について声かけを行ってまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 木村議員。

○7番（木村恵君）〔登壇〕 職員数に対する業務量が増えていて、配置は厳しい状況なのだとということと、市民生活課を窓口として要望、相談を受けているけれども、これから全庁的に相談しやすい雰囲気づくりも心がけていくと、町内会との連携を深めていきたいということだったと思うのです。また、市職員の町内会活動については、既に積極的に参加されている職員もいるけれども、これからはしっかりと声かけしていくということが今述べられたのだと思うのです。

ただ、この回答で理解が得られないから、ここ数年同じ要望が出されているのではないかなというふうに私は思うのです。町内会連合会からの要望が窓口一元化されても、例えば書いてあるのは人事異動などによって正確に引継ぎされていないと、だから

課に関係ないブロックごとの職員を配置してほしいということだったと思うのです。引継ぎのほうしつかりやらなければいけないと思いますけれども、こういったことを含めて真正面から答えるべきではないかというふうに私は思うのです。ブロック別に、どこにも属さず、異動もしない職員を配置することが可能かどうかというところを、当然先ほどの答弁からすると、そういう職員ということは業務量増えているので、新しく雇用しなければならないということにもなると思いますが、そういう職員を果たして一般行政職員として採用できるのかどうかというところにも疑問があるのです。

市職員というのは全体の奉仕者ですから、あらゆる面でスキルアップ等もしていかなければならないから、人事異動などもあるのだと思うのです。今の状況でそういう固定ができるのかと。今の状態で例えば市民生活課の職員がブロック担当となった場合を仮定しても、町内会からの要望、相談を受けて、それぞれの担当課にそれを伝えに行き、また町内会に持ち帰るといようなことをやる担当者になります。そうなった場合には、市民生活課の職員ですから、ほかの課に行けば越権行為ではないかというようなこととか懸念があるのかな、あるいは職員同士の関係性、つまりそういう問題、メンタル的な問題、さらに言えばブロック担当職員の方自体のメンタル的な問題も私は懸念しなければならないのかなというふうにも思います。こういった懸念から、市職員1人がよろず屋、何でも屋さんになれるのかどうかということからまずしっかりと説明していかなければならないのかなと。縦割りを見直していけばいいという声も当然あるのですが、福祉部門や子育て部門といった枠組みでの見直しはできるかもしれませんし、今後これはやっていかなければならない部分かと思えます。

ただ、例えば住宅とか水道とか、そういったところも含めて全般に縦割りをなくしてしまうということは、やはり非常に無理があるのではないかというふうに私は思います。そういったところをきちっと

説明をして、その上で先ほどの答弁のような答えになるのではないかと、それからどうやっていくかということをお話し合う必要があると思うのです。だから、同じことが繰り返し要望されているのだというふうに思います。改善していないのか、理解、納得されていないのか、どちらかではないかと。しかし、そうはいつでも諦められてもう頼りにされなくなってしまうと要望すら出でなくなりますので、こういったことをしっかりと行政と町内会さんで議論を詰めていっていただきたいというふうに思うのです。

いろいろ申しあげましたけれども、先日議会報告会を市議会のほうでも行ったのです。そこでは議員の活動が見えないといったような厳しいご意見をいただきました。恥ずかしいことに住民懇談会でもそういった意見が出されていたということだったので。町内会連合会さんから、ブロック担当という要望について、私見たときには思わなかったのですが、この質問をつくって思っていたのは、市民を代表している市議会議員がまだやるべきことをきちっとやっていないから出される要望だったのではないかと。私自身市民の方々からの生活相談を受けて、担当職員のところに行ったり、そういうやり取りは何度もさせてもらっていますが、積極的に町内会さんと意見交換や相談を受けたりしたかということ、ほとんどなかったというふうに思うのです。この点について自らの取組しっかり見直して、改めて市議会議員としての役割は果たしていかなければならないというふうに決意をしているところです。まだ期待されているからこそ議会に対しても行政に対しても厳しい意見が出される、要望が出されると思いますので、この統一要望書の件含めてしっかりと今後も議論を進めていっていただきたいと、このことを最後に要望して、質問を終わります。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩いたします。

（午後 0時08分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序3、1、新型コロナウイルス感染症第8波への対応について、2、災害対策について、議席番号1番、若山議員。

○1番（若山武信君）〔登壇〕 議席番号1番、若山武信です。通告に基づき一般質問を行いますので、答弁のほどよろしくお願いたします。

まず、冒頭で、長期に及ぶコロナ禍の下でご苦労されております医療従事関係者皆様や感染症予防対策に日夜ご尽力いただいております市職員を含む関係者皆様に改めまして敬意を表し、感謝申し上げるところでございます。

それでは、質問に入ります。件名1、新型コロナウイルス感染症第8波への対応について、項目1、当市のワクチン接種状況及び情報提供についてであります。国のコロナ感染症対策は3年目を迎え、試行錯誤の結果、経済政策優先への方向づけがなされ、外国との交流が制限付ではありますが、本年9月より再開されました。とともに急速に感染率が高まり、特に北海道の感染者は急速に拡大、第8波の入り口になっているとのことでございます。最近は空知地方における感染者数も増大しておりますけれども、反面自治体における感染者数が新聞、テレビに公表されなくなり、感染状況への不安も募るところであります。今は、いつ、どこで、誰が感染してもおかしくない状況になっていることの認識も持たなければと思っております。

そこで、要旨ア、ワクチンの接種状況についてであります。国のコロナ対策はウィズコロナへと変わりましたが、3密対策は当面必要なことではないでしょうか。そして、大切なのはワクチンだと思います。当市におけるワクチン接種は、令和3年の5、6月から始まり、市立病院においては継続して5回目となり、現在に至っております。1回から3回目までは内容を伺っておりますけれども、5回目はまだ途中の段階ですので、当市における4回目のワクチン接種率はいかがだったでしょうか、伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 先に4回目接種の経過についてご説明申し上げます。当初重症化予防を目的に60歳以上の高齢者と18歳から59歳で基礎疾患を有する方、そのほか重症化リスクが高い方を対象に7月半ばから開始いたしました。その後医療従事者や高齢者施設等の従事者も対象となり、9月からはオミクロン株対応ワクチンの追加接種として1、2回目接種を完了した12歳以上の全ての方を対象に行っております。接種率についてでございますが、11月末で4回目の接種を行った方は5,597人、接種率といたしましては12歳以上の人口に対し69.4%となっております。そのうち65歳以上の高齢者の方の接種率は86.4%となっております。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○1番（若山武信君）〔登壇〕 平均的には69.4%ということでございますけれども、65歳以上の高齢者が86.4%ということなので、安心しました。この方々は前回聞いたときも八十六、七%ということで、年寄りが非常に死亡率が高いということからいきますとよかったなというふうに思っております。

次に、感染ウイルスもデルタ株からオミクロン株へと変異し、全国的に見ると死亡者数もそれなりに出ており、ワクチン接種への関心が気になりますが、5回目までのワクチン接種において特定の副反応らしき事象が見受けられたかどうか、確認のため改めて伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 副反応についてでございますが、各医療機関では接種後に健康観察の時間を取るなどの対応をしていただいております。現在のところ、病院内でアナフィラキシーショックなど重い症状を起こしたとの報告ですとか市に健康被害の届出や相談は受けておりません。しかし、全国的には重篤な副反応、または副反応疑いで悩んでいらっしゃる方がいらっしゃるというふうに思っております。さきの議員の答弁と重複いたしますけれども、副反応は翌日などに起こる短期的で回復が早いものから

中長期的な健康被害が起こる場合もございます。今後におきましても市民への情報提供、相談、対応等に努めてまいりたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○1番（若山武信君）〔登壇〕 副反応については特に以前の接種状況と変わらないということでございますので、市民の皆さんもまずそれを聞いて安心されることと思います。ただ、万が一これからも副反応が出るとか、また後遺症という問題が出ている話が出てきましたら、そういう問題については速やかな医療体制の万全をお願いするところでございます。

要旨のイ、情報提供についてであります。全国、全道各地方の感染者数、死亡者数が毎日、新聞、テレビで報道されておりますけれども、感染者数が大幅に減少した状況であっても死亡者数が極端に多い場合があります。これは、病気や老衰、その他の理由で亡くなった人がその時点でコロナに感染していた場合はコロナの死亡者数に数えられ、コロナ感染が直接的な原因で亡くなった数字ではないということですが、こういう事実を数名の方々に話をするとき、皆さん意外と知り得ていないわけがあります。死亡者数が多くなると特に高齢者は毎日報道される高い数字に不安や心配が伴うのではないのでしょうか。当市のワクチン接種のPRについて以前の質問でもさせていただきましたが、時にはこのような市民の不安感を払拭するような情報提供も必要ではないかと思っておりますが、考え方があれば伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 市民への情報提供についてでございますが、このたびのワクチン接種に関しましては頻回に接種の方法や対象者などが変更となるため、国からの最新情報や市の接種体制を中心にお知らせをしております。時には、ワクチン差別や感染対策など、その時期にぜひ市民の方に知っていただきたい内容を掲載するように努めております。

議員のご質問にありました死亡者数の取扱いに関

しましては、令和2年6月に厚生労働省から各都道府県への通知、「新型コロナウイルス感染症患者の急変及び死亡時の連絡について」に記載されているものかと思えます。そこには、新型コロナウイルス感染症を原死因とした死亡数については人口動態統計調査の死亡票を集計して死因別の死亡数を把握することになりますが、死因選択や精査に一定の時間がかかります。厚生労働省としては、可能な限り速やかに死亡者数を把握する観点から、新型コロナウイルス感染症の陽性者であって入院中や療養中に亡くなった方については厳密な死因を問わず、死亡者数として全数を公表するように都道府県にお願いいたしますと記載されております。新型コロナウイルス感染者が増えますとどうしても死亡者数が増え、特に高齢者の方は不安になろうかと思えます。死亡者数の定義や公表につきましては、今後感染症法上の新型コロナウイルスの分類の見直しにより変更される可能性もございますことから、状況を見ながら、北海道への要望も含め検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○1番（若山武信君） [登壇] ただいまの答弁の最後のほうに、変更もあり得ると、こういうことでございますので、その辺も含めましてよろしく対応をお願いしたいと思います。

次、項目2、市立病院における通常診療とコロナ診療の両立についてを伺います。新型コロナウイルス感染拡大状況は第8波に突入、感染者数の増とともに通常診療の維持、継続が心配されます。今までも病院職員はじめ関係者皆さんは新型ウイルス感染拡大防止対策によく頑張り、耐え抜いてきたことに敬意を表するところでございますが、今まで以上にコロナ感染者が増えると医師、看護師への感染がより心配され、また診療状況によっては一般患者が入院拒否されるケースが既に全国で発生しております。加えて、今後はインフルエンザの流行も懸念されるわけでありまして。当市立病院がコロナ対策優先ではなく、通常診療、コロナ診療双方に対応できる

医療体制にて今後も運営してほしい旨の市民要望が多く出ておりますけれども、今後の診療体制への考え方や対応について伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 市立病院における通常診療と新型コロナウイルス感染症診療の両立についてでございますが、ご承知のとおり市立病院の発熱者外来については受付時間を小児は9時30分から、大人は10時30分からそれぞれ1時間に限定し、対応しているところでありまして。このことは一般患者との接触を避けることを目的としておりますが、一方で医師をはじめ限られた医療スタッフを通常の診療と両立させる点においても重要な意義をなしているものでございます。

また、入院におきましては、感染者対応の病室のあるエリアをゾーニングし、一般の入院患者を安全な環境でできる限り多くの患者が受入れ可能となるよう体制を整えてきております。感染者の入院におきましては、これまでに療養病棟などを活用し、一般病床の稼働を一定数以下に調整したことが数回はあるものの、通常のベッドコントロールの範囲の中、対応できているものであり、ご指摘にあるような病院として一般患者の入院拒否といった事態は当院においては発生してきておりません。

しかしながら、指摘のとおり新型コロナウイルス感染症の波は11月には道内での感染者数も過去最高を記録し、当院におきましても367名の患者が発熱者外来においての受診となるなど、過去最高レベルの患者対応となったところでございます。また、このことに加え、11月一月の間におきまして10名以上の職員が感染または濃厚接触者として出勤できない状況となるなど、患者数の増加以上に影響のある状態となったところでもあります。

今後におきましても新型コロナウイルス感染症の拡大はなかなか予測のつかないものでありまして、保健所や近隣病院同士がそれぞれ協力し合い、乗り越えていくほかには解決策の見えないのが実態であります。現段階では心配されるインフルエンザ感染

患者の報告は受けてはおりませんが、近隣の病院では新型コロナウイルス感染におけるクラスターも続き、極めて厳しい状況ではありますが、職員の健康管理に十分留意し、体制の維持に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○1番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁にて、発熱者外来については一般患者との接触を避けるため小児と大人については受付時間を1時間ずらし、各1時間に限定した対応をしているということでございます。このことが新型コロナウイルス感染症の診療と通常診療との両立につながる重要ポイントであるということ、また一般の入院患者を感染者対応の病室エリアから区分けし、安全な環境での受入れ態勢を整え、感染者の入院は療養病棟などを活用してきたということございまして、一般患者の入院拒否といった事態は発生してこなかったこととありますから、この説明に理解するとともに、まずは安心しているところでございます。

診療体制の考え方や対応について伺いましたが、今日までの通常診療と新型コロナウイルス感染症診療の医療体制両立について確認するとともに、インフルエンザが流行した場合も併せて今後の可能性にも期待するところでございます。また、今後の感染症対策にも触れておりましたが、保健所や近隣病院同士がそれぞれ協力し合い、第8波を乗り越えていくためにも当院職員の健康管理に十分留意し、体制の維持、管理に努められますことを願い、この項目の質問を終わります。

項目3、今後のコロナ対策についてであります。要旨のア、個人負担の軽減策についてであります。コロナ禍が長引く中で発熱外来が多く利用されているようですが、最近では感染者数の増とともに、抗原検査キットを自分で購入して発熱時にコロナなのか風邪なのか自ら確認する人が増えているようです。道の方針により、各自治体の特定薬局にて無料で抗原検査を受けることが可能になり、当市

では2か所の調剤薬局で実施されているようですが、ここでの検査状況について、もし把握していれば伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 市内薬局での検査状況についてでございますが、本事業はPCR等検査無料化推進事業として北海道が実施しております。実施期間は令和4年1月から当面の間とし、現在も実施されております。発熱などの症状がない方で感染の不安を感じる道民の方であれば道が登録した無料検査事業所で検査を受けることができます。当市におきましては2か所の薬局が無料検査事業所として登録され、PCR検査と抗原定性検査の両方が実施されております。検査状況につきましては、北海道と事業所の契約でありますことから、当市におきましては把握しておりません。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○1番（若山武信君）〔登壇〕 民間と市との契約はないということなので、理解するところでございます。今後のコロナ対策にはインフルエンザ対策も考慮しなければならず、現在発熱時に新型コロナウイルスに感染したのかインフルエンザウイルスに感染したのかを短時間で判定できる検査キットが製品化され、厚生省から12月5日に承認されました。両ウイルス流行時には市民の多くがこの検査キットや従来の抗原検査キットにて、病院診療か自宅療養か、この選択、これは重症化の場合は別でございますけれども、これを選択することになるのではと推測されます。

インフルエンザの流行は短期間かもしれませんが、コロナの感染拡大は当面続くと思われ、今後は経済政策を最優先とし、今後のコロナ対策費用には急速な縮減を図ろうとしております。これからは個人による感染への自己管理が必要になると思われ、これらへの対策として補助金による個人負担軽減策を講じる必要があると思っています。検査キットの販売価格は未定でありますけれども、市からの価格割引券等の発行にて個人負担の軽減につな

がるかと思っておりますが、いかがでしょうか、伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 新型コロナウイルス抗原とインフルエンザ抗原を同時に検出できる検査キットについてでございますが、先日一般用検査薬として1社の製品が承認されました。準備が整い次第発売するとのことですが、報道等の情報によりまずと薬局、ネット販売の開始時期や流通量については感染状況や医療機関での使用状況を考慮して検討すると言われていたようにあります。同時検査キットの助成につきましては、現段階ではキットの流通の予測は困難でありまして、現在インフルエンザの流行は見られておりませんが、今後の感染状況や医療の逼迫、また新型コロナウイルス感染症の分類の見直しなども含め検討が必要と考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○1番（若山武信君） [登壇] ただいまの判断で今後の国の検討の推移を見ながら赤平市としても検討は考えていると、こういうことでございますので、これからもよろしく願いいたします。

続きまして、要旨のイです。個人負担の軽減策について、その2であります。現在流行のオミクロン株は、厚生労働省の感染症の範囲及び類型規定の2類に相当と、いわゆる危険性の高い感染症として令和3年3月に位置づけされておりますけれども、さらに弱毒性との判断が下されたときはインフルエンザと同等の5類に位置づけられ、2類から5類に格下げと、こういう形になるかと思っておりますが、治療時にもインフルエンザ同様健康保険の対象となります。このことにより、今まで治療費が無料であったコロナ感染者は今後治療費を負担することとなり、日常生活にも大きく影響することとなります。今の段階では厚生労働省の承認時期が不明確でありますけれども、早い時期での承認が推測されます。長期にわたるコロナ生活で困窮者が続出しておりますけれども、せめて市民税非課税世帯のコロナ感染者に

は一定期間の医療費の負担軽減策を講じるべきかと思っておりますが、考え方を伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 医療費が自己負担になった際の市民税非課税世帯の方への負担軽減についてでございますが、12月2日、感染症法の改正法案が成立し、その中で新型コロナの感染症法上の位置づけについて速やかに検討する旨の検討規定が附則で設けられたところでございます。改正の背景には新型コロナウイルス感染症の致死率や重症化率の低下があり、これから公費負担の在り方も含め総合的に検討されていきます。市民の方にとっては治療の際に自己負担が生じることに不安を感じている方もいらっしゃるというふうに思います。赤平市といたしましては、まずは分類の見直し、そして公費負担の在り方について国の動向を注視し、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○1番（若山武信君） [登壇] ただいまの答弁で理解するところでございます。このことが新聞で出てから、やっぱり何とかしてほしいという声が結構出てきました。そのときも、国が講じる場合もあるから、その辺も理解しながら、まずは地元の救済をどうするかということを行政側に確かめてみますと、こういう話ですので、ただいまの答弁でそれによろしいかと思っております。これからの国会審議で国民の全額負担となった場合は、当市における個人負担軽減策の検討をぜひお願いしたいと思っております。

新型コロナ感染症問題は当分続くことであろう。当市における感染対策には病院側と行政側との連携が不可欠でございます。お互いに持てる情報を共有し、第8波を乗り越えていただきますことを強く要望いたしまして、この項及び件名の質問を終わります。

続きまして、件名2、災害対策についてであります。項目1、防災行政無線機能の徹底について、要旨のア、防災行政無線機能徹底への今後の取組につ

いてを伺います。防災行政無線傍受について、住宅内に設置されている戸別受信機では、聞こえるのですけれども、受信可能対象範囲の住宅でも外にて作業している場合等は聞こえづらいと、このような苦情が言われています。電波塔の位置や設置数の不足、周波数の出力不足なのか、私は理由は分かりませんが、機能が十分発揮されていないとするならば緊急時への対応が遅れ、防災時への支障が心配されますし、多額の公費をかけての設置ですので、価値が半減するのではないかと思います。早急に改善するべきと考えますけれども、防災行政無線機の機能の徹底についての今後の考え方と取組について伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 防災行政無線機能徹底への今後の取組についてでございますが、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートにつきましては、弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、気象警報などの緊急情報を消防庁の送信設備を経由して全国の都道府県、市町村等に送信される仕組みとなっております。そして、受信した市町村は防災行政無線を自動起動することにより、人手を介さず、瞬時に住民の皆様へ伝達するシステムであります。当市におきましても防災行政無線を整備し、令和3年4月より運用を開始しているところでございます。市内12か所に設置しております放送設備のほかに、公共施設、事業所、集会所に戸別受信機を設置するほか、視聴困難と考えられる地区や聴覚、視覚などについて支援を必要とする要支援者の方には申請により戸別受信機を無償貸与し、確実な情報提供に努めているところであります。

しかしながら、住民懇談会等においても放送が聞こえづらいとの声もお聞きしているところでありますが、災害発生時においては状況に応じて放送を繰り返すなど周知を徹底するとともに、これまでの情報伝達方法も併せて行うことにより、確実な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

防災行政無線につきましては、市民への情報伝達

手段の一つとして整備したところであり、国においてはJアラート情報を地方公共団体経路による情報伝達とは別に国から携帯電話会社に配信したJアラート情報を個々の携帯電話利用者に緊急速報メールで伝達するルートも整備されているところであります。そのようなことから、当市におきましても防災行政無線のほかに広報車、町内会長への連絡、SNSを活用した発信など、災害時における複数の情報伝達手段を活用し、市民の皆様へ発信してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○1番（若山武信君） [登壇] ただいまの答弁で、今後聞こえづらいところへの情報伝達においては今までの防災行政無線のほかに広報車、町内会長への連絡、携帯電話、SNSを活用した発信等、災害時における複数の情報伝達手段を活用するというところでございますので、今まで以上に防災行政無線機能の徹底を図り、市民への情報提供に努めていくこととありますので、関係者の協力に期待するところでございます。

要旨、受信機の在庫数についてでございますが、防災機器取付け当時、令和3年の4月頃だったと思っておりますけれども、当初用意した戸別受信機数は何台で、それから希望各戸に何台設置され、現在受信機の在庫数はどのくらいあるのか伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 戸別受信機の在庫数についてでございますが、当初用意した戸別受信機につきましては800台と聴覚障がい者用の文字が表示される戸別受信機10台の合計810台をご用意しております。貸与する対象として住吉町、幌岡町、西豊里町、東豊里町、百戸町、エルム町とそのほかに聴覚、視覚の要支援者世帯合わせて610台、また事業所、町内会館、公共施設などへの設置を200台として予定をしておりました。各対象者には取付けの案内をし、再周知も行ったところでありますが、携帯電話での緊急速報メールや報道等で確認できるなどとして辞退される方も多く、令和4年9月現在での設置数は320

台となっております、在庫数は480台となっております。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○1番（若山武信君）〔登壇〕当初用意した在庫数は聴覚障がい者用も含め810台ということですが、令和4年9月現在までの設置数320台、在庫数は480台ということですが、このように在庫数があることは、当初用意した戸別受信機の使用見込み台数と携帯電話の普及等によって辞退する人が予想より多く、実際に用意した設置台数の大きな見込み違いということが生じたわけでありまして、あまりの在庫数の多さに正直言って驚いたと、こういうことでもあります。

それで、次の質問に移ります。要旨のウです。在庫数を減じる今後の対策、対応についてであります。現在在庫数は480台あるわけでございますけれども、この在庫数を減らすための対策、対応についてどう考えているのか伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 戸別受信機の在庫を今後どのように減らしていくのかということでございますが、対象となる地区や施設等に設置できる数として用意したところでありますが、対象者にご案内を差し上げたところ希望者が少なかったことにより、多くの在庫が生じているところであります。今後につきましては、対象地区につきまして戸別受信機の必要性等をお伝えし、設置に努めてまいります。また、そのほかの地域につきましても定期的に防災行政無線の訓練において放送を実施してまいります。その中で聞こえないなどのご要望がありましたら状況を確認しながら設置するなど、戸別受信機の有効活用を努めてまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○1番（若山武信君）〔登壇〕分かりました。分かりましたけれども、かなりの在庫数ですので、期間はかかるでしょうけれども、災害対策における本市の貴重な財産でございますから、さらなる有効活用を努めていただきますことをお願いいたします。

余分なことですけれども、私は古い時代の炭鉱に育ちまして、当時個人電話の設置がまだないときでしたので、炭鉱住宅、各地域に設置されました大型スピーカーにて炭鉱特有の組合によるストライキの突入の解除のお知らせを中心に、地震や火事、台風時の災害、坑内事故の情報等も含め、会社からの連絡等が全て全山放送で行われ、各地区にありました世話所などを通して情報の共有がなされたわけでございます。現在国や地方の緊急時のためにJアラートが利用されているわけでありまして、本市独自の緊急連絡時にも利用されることでもありますから、防災行政無線機能を徹底し、災害時に最大限有効活用されますことを要望し、この項の質問を終わらせていただきます。

項目2、災害対策普及活動の推進についてであります。11月の過日、エリアサポーター養成講座にて災害対策の講演が行われるということを知りまして、見学に行きました。主催は赤平市社会福祉協議会、共催に赤平市地域包括支援センターによるものでありまして、会場のふれあいホールでは赤平市地域包括支援センターの女性主査による認知症の理解についての講義がなされ、続いて災害時困らないためにという趣旨で防災のお話を表題とし、本市総務課防災対策係長からの講演がなされました。防災の基本である自助、共助、公助に始まり、災害の種類、災害時の避難情報、特別警戒警報及び注意報について、また空知川の水位を知る大切さ、災害から身を守る行動、避難所の開設や運営、そして指定避難所等の知識などについても丁寧に説明されておりました。また、一方で赤平市社会福祉協議会事務局長から、災害時対応として赤平市災害ボランティアセンター立ち上げの流れということについての説明もなされたところでございます。

本市が主催の消防署を中心とする消防訓練や各地域住民と一体となった防災訓練は毎年実施されておりまして、私たち議員も参加しながら、その評価等についての議論の中でいろいろと検討し、対象しておりますけれども、このたびのボランティア活動

にて介護の災害時対応に係る実技に真剣に取り組む姿を見て、それぞれの立場で防災に大きく貢献していることを再確認したところでございます。

そこで、質問ですが、要旨のAとして普及活動の状況とその効果について伺います。このたびはボランティア団体研修活動への講義や講演、実技等が行われたわけですが、現在の各種団体や町内会、各有志の集まり、各企業等への普及活動の状況等、これらについてはその効果等について伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 災害対策普及活動の推進についてでございますが、令和4年度につきましては各種団体や町内会等において8件の講話を行っているところであります。内容といたしましては、防災全般にわたるお話や簡易ベッドの組立ての体験など様々なお話をさせていただき、防災における必要な知識などの普及啓発に努めているところであります。企業に出向いての講演について今年は実施していないものの、要請があれば対応している状況であります。効果等についてということですが、災害時における自助、共助、公助の理解、災害から身を守る行動など、様々な場面で繰り返しお伝えすることにより意識の醸成を図り、有事の際に生かされることが期待されると考えております。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○1番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁に、令和4年度は各種団体や町内会等にて8件の講話を行い、防災全般にわたる話や各種体験等の様々な話とともに防災における必要な知識などの普及啓発、このことに努めたということですが、効果については災害時における理解、災害から身を守る行動を繰り返し伝えることで意識の醸成を図り、有事の際に期待されるということですが、これからの災害対策、普及活動の推進にもきめ細かな確かな指導、この指導をよろしくお願いするところでございます。私たちも大いに期待しております。

要旨のイ、人材育成、普及の在り方についてありますが、このたびは行政と社会福祉協議会、一般市民のエリアサポーターの皆さんが一体となつての防災研修でございましたが、当市の人口がますます減少する中で常に人材の育成は必要不可欠で、特に各企業からの人材発掘は欠かせないわけでありませう。消防団のように使命に基づき訓練を伴う任務とは別に、気軽に参加できる研修活動を通して、そこで行われている官民一体の災害対策、人材育成、普及の在り方についてどのように考えているか伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 人材育成、普及の在り方についてでございますが、毎年エリアサポーター養成講座において赤平市と社会福祉協議会が一体となり、普及活動を行っているところであります。また、当市におけるまちづくり出前講座におきましても防災対策や避難所運営についてと題した講座を用意し、小学生でも参加でき、気軽に参加できる内容としていることから、これまでも多くの方に受講していただき、災害対策の人材育成と普及啓発にも努めているところであります。各講座等の最後には自主防災組織の必要性についてもお話をさせていただいているところであり、官民一体となり、防災対策に取り組める体制につなげていくことが大事であるというふうに考えております。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○1番（若山武信君）〔登壇〕 まちづくり出前講座におきましても防災対策や避難所運営について、また小学生も参加でき、誰でもが気軽に参加できる体制づくりの中で災害対策の人材育成と普及啓発に努められているということですが、そうすることから、官民一体として防災対策に取り組める体制につながってつなげていくことの大切さ、このことについて今述べられました。大いに理解できる所です。どうぞよろしくお願い申し上げます。今後も官民一体となつて当市の防災体制の強化、意識の向上に努めていただきますとともに、今後ともあ

らゆる機会を通じ人材の育成に努められますことを強く要望いたしまして、この項の質問を終わります。

続きまして、項目3、豊里地区における避難所の建築及び生活館機能の併用について。要旨のア、避難所に対する行政の考え方について、災害発生時は災害対策本部を設置、当該地域に避難所が開設され、従来学校や体育館、生活館や児童館などがその指定対象となっております。豊里地区、桜木、宮下、豊栄、昭和、幸です。豊里地区では、旧平岸小学校跡地利用のように旧豊里小学校を避難所として改造、そして有効活用したらいかかと、こういう考え方を以前から持ちながら、できるだけ早く検討してほしい旨の地域要望がございまして、市長との地域懇談会や議会報告会、市民交流会においても要望として上がっています。ただし、要望書というのはありませんが、この要望何回か出てきております。

当市において避難所として指定できる生活館は各地域に存在しますが、特に文京地区には新しく小中学校が建設され、災害時には生活館も含め、万全の対策が得られるかと思っております。豊里地区には宮下町に豊里炭鉱閉山時にその記念のしるべとして建てられた生活館がありますが、この生活館も山際に建てられたため避難所の指定から外されておまして、ほかには既存の各町内会館がありますが、全て40年以上を経て老朽化しております。現在の豊里地区における避難所指定箇所は、旧豊里小学校廃校に伴い児童館のみとなり、各種選挙時には投票所として活用されてきた施設の先行きも心配されます。ちなみに、来年の統一地方選挙が旧豊里小学校における最後の選挙となるかと思われまます。

避難所には、地震による住宅の倒壊、台風時の土石流、火災時への対応、その他の用途がございまして。豊里地区にできるだけ早く新たな避難所の設置が必要と私は考えております。旧豊里小学校に代わる避難施設についての行政の考え方を伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 豊里地区における避難所の設置についてでございますが、豊里地区における避難

所につきましてはこれまで豊里小学校、豊里児童センターを避難所として指定していたところでございますが、豊里小学校が廃校となり、現在は豊里児童センターの1か所のみとなっているところであります。ただいま議員が言われましたとおり、住民懇談会にて避難所が身近にあって安心できるということはお指摘のとおりであるというふうに思いますけれども、赤平市全体で避難所の必要収容数は地震の震度を想定し、20%の被災者を収容する総施設数は維持できているところであります。

現在は旧豊里小学校を含めた旧3小学校の活用につきましては内部で検討を進めておりますが、改修するためには莫大な費用がかかり、施設の維持につきましてもかなりの費用がかかりますことから、非常に難しい問題でもあります。避難所につきましても併せて検討してまいります。総合体育館や赤平小学校へ避難していただく場合も想定をしておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○1番（若山武信君）〔登壇〕 現在旧3小学校活用については行政として検討中ということでございますけれども、施設の改修や維持に莫大な費用がかかるということは私も十分承知しております。豊里地区に避難所がなくなったからといって、即他の地区の避難所を利用してほしいということで豊里地区の多くの人たちの理解が得られるのかなど、こう思っております。その辺の疑問もございまして、また、投票所にしてもこれまたしかりというふうに考えております。

そこで、次の質問に移ります。要旨のイ、2番目です。避難所の建築についてであります。旧豊里小学校の活用については、旧3小学校を含め未定ということでございますけれども、旧豊里小学校の改造利用等による避難所より、私は避難所を新たに建築し、開設するということのほうが得策でないかと考えております。新築の建物には過疎債が適用されるわけでございます。旧小学校の改修工事にもそれな

りの助成金が対象になると、このようには思っておりますけれども、旧校舎は老朽化しており、構造自体が大きいので、改修工事の費用は莫大で、比較にならなく、また維持費も多額になるのではと考えております。私は、これからの耐用年数をも考えたときに、新たに避難所を建築するほうが得策と考えています。私は、新しい避難所には設置や建設ではなく、新しい建物を築き上げるという意味にてあえて建築と表現させていただきました。新しい避難所の建築について行政の考え方を伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 避難所の新たな建築についてでございますが、旧校舎を改修して避難所として使用することにつきましては、さきの質問でもご答弁させていただきましたが、改修費用や維持管理費には多額の費用が伴うこと、また将来の人口を考慮すると果たして大型の避難所が必要なかどうかということもございますので、現段階では避難所に限った単独での改修は難しいと考えているところであります。

そこで、議員からご提案いただきました新たに建築するほうが得策ではないかということでございますが、先ほども申し上げましたとおり、赤平市全体で避難所の必要収容数は地震の震度を想定し、20%の被災者を収容する総施設数は維持できていることから、避難所に限った単独での新築ということにつきましても現段階では難しいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○1番（若山武信君）〔登壇〕 赤平市全体での地震想定時の被災者収容数を20%と考えたということですが、避難所単独での新築は考えていないと、併せての答弁でございます。

そこで、次の質問に移ります。要旨のウ、3番目です。避難所に生活館の機能の併用についてであります。避難所単独での新築は考えていないということですが、生活館機能を併用することにより避難所を建築できないか、この辺についても

質問させていただきます。

豊里地区各町内会館は、宮下町のふるさと会館を除き、かなり老朽化しており、近い将来建て替えの必要があると思われます。しかし、今後もさらなる人口減少が見込まれることから、将来各町内会が共用できる規模の避難所併用生活館として5か所の各町内会館を1か所に集約することとし、ご町内の人的交流を深めるとともに、財政的にも当市に貢献できると考えております。建築のめどがついた時点で、各町内の皆さん方の意見をも十分取り入れながら内容の検討を進めていただければと思っています。地域共用の避難所併用生活館建築の考え方について改めて行政の考え方を伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 地域共用の避難所併用生活館の建設についてでございますが、旧3小学校の活用につきましては内部で検討を進めておりますが、今後その協議の過程において各町内会館を1か所に集約した生活館、いわゆる集会施設の建設ということにつきましては検討の余地はあるものだと考えております。豊里地区の町内会館の集約につきましては、現存する町内会館もありますことから、豊里地区の皆さんの総意によるものなどの整理も必要となってまいりますし、その運営、維持管理につきましては町内会に担っていただくこととなってまいります。その上で集会施設の建設となれば、避難所としても指定をしてまいりたいと考えております。しかし、あくまで集約した集会施設の地域協議が先でありまして、避難所ありきではないということをご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 若山議員。

○1番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁にて、豊里地区住民総意の確認という条件付ではありますけれども、今後の協議の過程において集会施設の建設については検討の余地があるとの考え方が示されました。ただいまの答弁は理解するところでございます。

避難所は地域住民の安全、安心の要であり、心の

よりどころでございます。将来への厳しい財政事情を抱える中で、行政の長が地域全体の安全、安心づくりをしっかりと捉まえての前向きな答弁と私は認識いたしました。現在の避難所建設の要望が単なる地域の一部の声なのか、全体を代表しての声なのか、調査の上、十分精査していただき、改めて地域の要望に耳を傾けていただきますことを切にお願いし、この項及び件名の質問を終わります。

以上をもちまして私の一般質問の全てを終わります。的確なる答弁いただきましてありがとうございます。

○議長（竹村恵一君） 暫時休憩といたします。  
（午後 1時57分 休憩）

（午後 2時05分 再開）

○議長（竹村恵一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序4、1、人口問題について、2、エルム高原施設について、3、学校給食について、議席番号4番、安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕議席番号4番、安藤繁です。通告に従いまして質問をいたします。ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

件名1、人口問題について、項目1、人口減少と移住、定住について、要旨1についてであります。総務省が発表いたしました昨年1月1日時点の住民基本台帳に基づく人口動態調査では、空知管内全20市町村の人口に占める65歳以上の割合は全道平均の31.66%を上回り、夕張市、歌志内市、上砂川町の3市町については50%以上となっております。ゼロから14歳の割合は、歌志内市が4.93%で全国の市で最も小さく、次いで夕張市の5.95%、上砂川町の6.28%と旧産炭地で少子高齢化が加速しております。また、人口減少率の大きい全国10市のうち、空知管内が5市を占めました。令和2年の人口ビジョン、これ改訂版でございますけれども、2040年には当市の人口が皆様御存じのとおり5,161人と想定されており、我が赤平市も非常に厳しい状況にあります。

人口減少対策に関しては当市も本当に様々な努力を行っておりますけれども、深川市では2016年に移住定住サポートセンターを設置しており、センターには専属職員として2名の移住コンシェルジュが常駐しております。移住希望者には仕事、住宅、子育てなどの情報を発信するワンストップ窓口としてきめ細やかな移住相談を行っており、移住体験事業として日帰りツアーや短期から長期の滞在メニューを用意しているようでございます。結果、2020年度は関東、関西を中心とした道外から15件23名が移住したとのこととあります。2021年度の移住者は、関東、関西などの道外から19件30人、旭川から8件23人、札幌市から5件10人で、年代別では20代から30代が17件32人と全体の4割を占めているとのこととあります。コロナ禍でテレワークが増えたこともありまして移住を検討する若い世代からの相談が増えており、2006年度から229件543名が移住し、現在もそのうち92%の方が住み続けているとのこととあります。

移住増にはセンターの支援体制の充実もありますが、昨年3月からは空き家紹介を開始し、4月には5年以上住む意思のある人、これらの人につきましては引っ越し料として最大7万円の助成も始めたということとあります。近年はウェブメディアでの宣伝にも力を入れておりまして、今年是对面での説明会の機会を増やしていくようであります。センターを開設した2016年度にはたった14件しかなかった相談も2021年度につきましては70件に増加しているということとあります。人口減少問題は当市だけの課題ではありませんけれども、年々人口が当市で減少する中、移住、定住につきまして今後どのように取り組んでいかれるのか、考えを伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 本市の移住、定住について今後どのように取り組んでいくのかということとありますが、現在行っております主な事業といたしましては民間賃貸住宅家賃助成や高校生の医療費無料などの生活支援も含め取り組んでおります。移住者

の状況につきましては、民間賃貸住宅家賃助成において令和3年度に36世帯44名の方が助成を受けており、令和2年度より11世帯13名増加しており、令和4年度につきましても、年度途中ではありますが、11月末現在の新規申請件数は22世帯33名が転入し、制度を利用しております。昨年度同月比は19世帯24名が転入しておりますので、3世帯9名の増加となっております。平成26年に制度が開始以来、令和3年度末の状況で174世帯262名の方が利用されております。定住率につきましても世帯で約4割、人数で5割という状況であり、5年間の助成が終わった後と助成途中で定住した方の定住率が大事であります。今後5年間の助成を終えられた方が増え、効果を検証しなければなりません、移住につきましては一定数の効果はあったと考えております。

しかし、近隣市でも同様の事業を開始するところが出てきておりますので、今後につきましては地域間での取り合いにならぬよう、結果を検証し、見直しを図っていくことも、重要であると考えております。また、あかびら住みかエールでは本市のホームページ上で物件所有者と購入希望者をつなげる空き家情報を提供しており、これまで87件が登録され、今年度までに74件、約8割が契約成立しており、空き家対策、移住、定住の実績として効果があったと考えております。今後につきましては、これまで行ってきた事業を中心に継続するとともに、効果の見込める移住、交流イベントなどへの参加も検討してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕今の市長の答弁によりますと、当市の移住、定住施策としまして現在様々な取組がなされており、民間賃貸住宅家賃助成では平成26年度の制度開始以来、令和3年度末までに174世帯262名の方が利用し、世帯で4割、人数で5割とかなりの方が定住しているとのことであり、あかびら住みかエールでは87件が登録され、今年度までに約8割の74件の契約が成立し、空き家対策の面からも効果あったということでございます。

また、そのほかにも高校生の医療の無料化などの生活支援にも取り組んでおり、さらに今後については効果の見込める移住交流イベントなど、これらのイベントなどにも参加を検討するとのことでありまして、移住、定住促進について、大変でしょうけれども、今後とも頑張りたいと思います。

ここで再質問でございますが、当市も、深川市非常に業績上げておりますので、深川市のように移住、定住に係るサポート担当部署、そういったものを設置しまして専属職員を配置してはいかがでしょうか、伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君）現在本市におきましては、深川市のように移住、定住に関わる専属職員は配置していませんけれども、移住サポートにつきましては企画課で行っているところでございます。安藤議員のおっしゃるとおり移住、定住の専門的なサポート体制を整え、専属職員を配置することができれば理想的であるというふうには考えておりますが、現在の職員配置等を総合的に判断いたしますと非常に難しいのが実情でございます。現状専属職員は配置していませんが、引き続き企画課においてきめ細やかな移住サポートを行いながら、今後の体制についても検討してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕現在深川市のように専従職員は配置していないが、企画課のほうでそういった対応を行っているということでもありますけれども、現在の職員、移住、定住のほかにも多くの業務を抱え、さらにコロナ禍という状況による職員不足等も加わり、私としましては本当に職員の方大変な状況にあるのではないかと推察するところでございます。

先ほども申しましたけれども、深川市では2006年度から229件543人が移住し、現在もその92%の方が住み続けており、大きな成果を上げております。人口減少につきましては当市だけではございませんの

で、市民も一定の理解は示しながらも、私も耳にしましたけれども、市は一体何をしているのだと、机にかじりついていないで先進地の視察はしているかなどという非常に厳しい意見も私のほうにも寄せられております。職員配置による財政負担増もありまして、本当にこういう財政厳しい中、非常に難しい面もあるということは私も重々理解いたしますが、費用対効果、そういったものを十分に分析し、勘案し、こういった厳しい市民の声への対応も深めまして、サポート部署の設置または専属職員の配置について今後検討いただくことを要望いたしまして、この件の質問を終了いたします。

続きまして件名2のエルム高原施設について、項目1、エルム高原施設の改修事業についての要旨1についてでありますけれども、令和元年の12月定例会の一般質問で株式会社赤平振興公社の役員体制、それからエルム高原施設の運営について質問を私いたしました。エルム高原温泉施設の運営についての質問の要旨の2では、エルム高原温泉ゆったりとケビン村、虹の山荘がオープン後20年余を経過し、老化が進んできておりまして、今後の大規模改修を含めた考えについてお伺いいたしました。答弁では、平成30年6月から平成31年2月にかけて施設機能診断を行っている、具体的には建築構造、機械設備、電気設備についての調査を行い、劣化状況に応じた改修の必要性を診断しているとのことでした。また、診断の結果、建築仕上げの表面劣化や外壁のクラック等、様々な点で改善の必要があると診断されている。単年度のリニューアルは多額の費用がかかるため、財政状況や延滞事業の優先順位を検討しながら進めていくとの答弁をいただきました。

第6次赤平市総合計画の実施計画書、これの11ページでございますが、基本目標が書かれておりまして、その3には、活力に満ちた魅力あふれるまちの分類にエルム高原施設改修が記載されております。また、事業内容が30ページに掲載されており、令和5年度に大規模改修基本設計及び実施設計が記載されておりますが、5年度の事業の内容は具体的にど

のような内容なのかについてお伺いいたします。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） エルム高原施設の令和5年度の具体的な事業内容についてでございますが、エルム高原施設につきましては平成6年に家族旅行村、平成7年にケビン村、虹の山荘とエルム高原温泉ゆったり、平成10年にはオートキャンプ場がオープンしております。設置から既に25年以上が経過し、経年劣化が見られ、特にエルム高原温泉ゆったりにつきましてはボイラー設備や配管、浴室やサウナ、外壁など施設、設備の老朽化が進んでおります。内装につきましては、令和2年度に脱衣場の壁紙を抗菌化し、洗面台、トイレの水栓機器の非接触化など、また令和3年度はロビーに外気導入型のエアコンを設置し、大広間やレストランも抗菌対応の壁紙に改修しております。新年度以降の予算につきましては今後ご議論いただくこととなりますが、当市の財政状況もあることから、他の事業との調整も図り、検討してまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕再質問でありますけれども、新年度以降についてでございますけれども、今後の議論ということでもありますけれども、令和5年度の基本設計、実施設計の中には浴場施設的设计は含まれているのか、いないのか、再度伺いたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君）あくまでも実施計画の中では、基本設計、実施設計の大きなところではボイラーや浴槽、露天風呂やサウナなどの温泉施設が主な内容となっております。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕ただいま実施計画の基本設計、実施設計では温泉施設が主な内容となつていただいております。先日エルム温泉に行つてまいりましたが、内壁や壁、食堂のテーブルや休憩室の椅子、風呂場のロッカーなど内部改修が非常に進んでおります。以前と見違えるよう

に明るい雰囲気、快適になっております。来客も気持ちよく過ごすことができるというふうに思います。

一方、露天風呂でございますけれども、私のほかに3人入っていましたけれども、足が伸ばせない、そういうきつい状況でございます。また、当日あいにくの雨降りでした。屋根のないのが露天風呂というような考え方もございますが、屋根がないので、直接頭に雨が降り注ぎまして、タオルでしのいだものの、やっぱり長くつかることができませんでした。先日滝川のほうも息子の誘いがありまして行ってきましたけれども、半分だけ屋根があって半分は屋根がないという、そういうつくりもあります。雨や雪が降り注げばお湯の温度も下がり、燃料費もかさむではないかと、余計な心配かもしれませんけれども、そういうふうに思われます。入浴している方から、屋根があればゆっくりできるのとの話も当日聞かれました。ほかにも、大浴槽のジェット噴射、これについては最近窓側の2か所の噴水の勢いが以前より強くなって、かなりよくなっていますけれども、手前の2か所は全く弱く、ジェット噴射ということにはならない。もっと強いほうがいいのではないかと、いうふうに感じたところであります。

私も温泉が大好きで、あちらこちら出かけます。当市の露天風呂は4人入れば満杯であり、このように狭い露天風呂は他の市町村ではあまり見かけません、正直な話。それで、スマートフォンで口コミ欄ちょっと調べてみました。そうしますと、建物の規模からするとお風呂はさほど広くないが、きれいで快適ですとの好評が一番先に目に飛び込みました。その次には、お風呂は泡風呂、それから熱湯、これは高温風呂のことだと思います。普通湯、打たせ湯はコロナの影響なのか、休止で残念と。また、露天風呂が4畳半程度であり、サウナは普通の銭湯みたいで。さらに、露天風呂小さく、4人ぐらいが定員かな。サウナは、厚めのタオルマットが用意されて、清潔感があるが、テレビがない。それから、もう一つですけれども、露天風呂は小さめです。遠く

に山が見えますが、湯につかると何も見えませんなどと評価されております。

以前の質問の中でも、露天風呂が狭く、本当にすばらしいあの景色、ちょっと上がって壁越しに見ますと本当にすばらしい景色なのですけれども、それが見えない。このことについても以前にも何とかならないかということで提案を申し上げたところであります。施設全体が改修され、快適になってきておりますけれども、浴場のレストルームのベンチの塗装が剥がれていて、私も座りたくないなというような感じと、それから私気づかなかったのですけれども、たまたまそこにいまして、非常によくできていると言ったら、レストルームの天井でございますけれども、天窓があるのですけれども、その付近が非常に汚れていて不潔だなど、そう感じると、そういう声もありました。ここでさらに質問をいたしますけれども、このような声を聞いて浴場の露天風呂など諸施設の改修についてどのように考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 露天風呂等の改修についてでございますが、議員ご指摘のとおり現在の露天風呂は十分な広さがあるとは言えず、露天風呂の出入口も少々狭く、動線につきましても利用者の皆様からご指摘を受けているところでございます。今後改修を実施するとすれば、当然お客様に喜ばれるような魅力ある施設となるよう進めてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君） [登壇] 私もちらっと露天風呂の上りのところで見ましたら、露天風呂から前の崖、そこまでは結構な距離がありまして、拡張は可能ではないかというふうに考えられます。露天風呂でゆったりとしたいといっても、何人か入れば狭くて入れない。風呂に入っても足を伸ばすことすらできない。雄大な景色を見られない。雨や雪が降るとのんびり入ってられないでは、エルム高原ゆっつりの名前が泣くのではないかというふうに

考えられます。

株式会社赤平振興公社の会議でも露天風呂について狭いとの話が出ていたとのが先日開催の行政常任委員会でも報告されております。答弁では、改修をするとすればお客様に喜ばれるような魅力ある施設となるように進めるということでありませう。露天風呂など浴場の拡張や屋根の設置など、浴場の諸施設の改修について今後前向きに検討していただきますよう要望をいたします。

次に、件名2、レストランエルムの利用促進についての要旨1についてでございます。先日温泉の受付のところで聞いたのですけれども、食堂だけの利用をできるのかということでも聞きましたら、利用できるということでもございました。入浴がてらレストランで食事を取りましたけれども、レストランからの眺望も非常にいいのです、周りが。それで、丼物や麺物、単品料理などメニューも非常に多い。大体丼物20、それから麺類でも18ぐらいかな、単品合わせると40ぐらいあると思います。非常に多いメニューでございます。私も大好物の親子丼を非常においしく頂いてまいりました。

私もそうでしたが、レストランエルムでの食事だけでも利用できる、こういったことを知らない人も結構おられるのではないかとこのふうには思いません。そういう話も聞いております。食事だけで入浴しないお客も利用できるにすべきでないかという意見もいただいております。エルム高原温泉ゆつたりの玄関先にも家族旅行村管理棟にもその旨の案内がありませんし、一般的に見まして外からレストランに入れると思われる入り口、これが封鎖されております。エルム高原リゾートのパンフレット、これにレストランエルムは、非常にいいパンフレットなのですけれども、写真入りで掲載されております。これには、宴会も賜っておりますので、お気軽に相談くださいとの記載がありますが、入浴なしで食事だけでも利用できるという、こういう記載はございません。レストランエルムは食事だけの利用ができることについてのPRの促進についてどのように考え

ておられるのか。また、封鎖しているレストランエルムの玄関から直接入るように玄関あるのです。封鎖しているだけで、あるのです。これ直接入るようにはできないのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） レストランエルムの利用促進についてでございますが、レストランエルムでは現在お風呂と食事がセットとなったおふろ食セットを1,000円で提供しているほか、レストランをご利用いただいた方にスタンプを押す食ベスタ10などの企画を実施しております。また、特産品のトマトスープカレーを通常メニューで提供しているほか、シューマイ、チャーハンやカツ丼などの人気メニューのほかにも、お客様からのアンケートを参考に最近ではショウガ焼き定食や中華丼、あんかけ焼きそばなど、味もボリュームも好評をいただいております。毎月のカレンダーでも宣伝しているところでございます。館内のデジタルサイネージにおいてもお勧めメニューの紹介などを行い、来館者にPRを行っているほか、リニューアルいたしましたエルム高原施設のホームページにおいてもPRを行っているところでございます。

レストランの入り口につきましては、ゆつたりのオープン当初はレストラン玄関からも入ることができましたが、現在は温泉入り口から入館していただくようお願いしており、お食事のみのお客様にはご不便をおかけしているかもしれません。入り口を1か所にした経緯は、入館者の管理や出入口の広さなど様々な問題がございまして、できればどちらからかに入れるよう利用しやすい形にしたいと考えておりますけれども、現在の施設では難しく、今後の改修計画の中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君） [登壇] ただいま答弁いただきましたけれども、再質問をしたいと思います。

入館者の管理や出入口の広さの問題がございまして

入り口を1か所としていると、今後の改修計画の中で利用しやすい形に検討していくということであり、当座はレストランの玄関の利用は難しいということでもありますけれども、そういうことであれば利用者に分かりやすいように、入浴なしで食事だけでも利用できる、そういった旨のポスターというのですか、そういった案内をお風呂のほうの入り口と、それから閉鎖しているところの入り口に掲示して、入浴なしでレストランだけの利用をしたいという人にも分かるように掲示をしてはどうなのでしょう、伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） エルム高原施設のホームページにおいてもPRを行っているところでございますが、入り口のポスター等につきましてもゆつたりのほうと相談したいというふうに思います。いろいろな方のご意見をお聞きしながら、利用しやすい施設となりますよう進めてまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君） [登壇] ありがとうございます。先ほども述べましたけれども、レストランエルム、非常に眺望いいのです。はるか向こうまで景色見えて、本当に素晴らしい眺望です。食事をしていまでも非常に心が癒やされると、そういう気持ちになります。多くの人に利用していただきたいというふうに思います。

先日の行政常任委員会で、株式会社赤平振興公社につきましての事業計画書の内容につきまして報告いただきましたけれども、レストラン関係では現在のふろ食セットの販売、さらに食ベスタ10に加えて令和5年度からは地元食材を生かしましたメガ盛りや激辛メニューを作ると、またメニュー表も新たに作成して、魅力的なレストランとしております。さらに、公社の経費節減についても触れておりました、LEDへの照明の切替え、そういったものによる電気料金の節減、コロナ対応として適切な量の商品仕入れの実施、さらには施設関連情報に関する情

報を掲示する。これ私も見てすばらしいなと思ったのです。デジタルサイネージも設置しております。今後の取組につきましても、社員の資質のための研修、それから集客のために外へ出での営業活動、こういったものへの取組予定など、本当に非常によく熟慮されまして努力をされていると、こういう姿勢が随所にかいま見えます。うかがえます。

また、今後の指定管理料です。私もびっくりしたのですが、普通は若干ずつ伸びるのですが、かなり大きく減少予定というような報告もありました。入り口ポスターの掲示については、ゆつたりのほうと相談し、またいろいろな方の意見を聞いて利用しやすい施設になるよう努めるということの回答をいただきました。市民からも、公社、それから商工課の取組につきましてますます成果が認められますよう、今後赤平市発展、観光振興のために職員一丸となって頑張りたいなというふうに思います。これでこの件についての質問は終わりとしたいと思います。

次に、件名3、学校給食について、項目1、安心、安全な学校給食の提供についての要旨1であります。新型コロナウイルス感染症が長期化し、いつになれば終えんのか見通しが不明の中、ロシアとウクライナの軍事衝突が勃発しまして、本当に予想外に両方とも長期化しております。さらには円安など予測不可能な複合的な要因によりまして、皆さん御存じのとおり物価が高騰しております。2021年度から今年にかけて原材料高騰に伴う学校給食の食材の仕入価格は平均して1割ほど上昇し、給食現場では栄養バランスを維持しつつ原価を抑えようと献立の工夫をしておりますが、限界もあり、苦渋の選択で給食費を上げる市町村、こういったものが各地で出始めております。生活必需品の高騰も相まって、生活困窮者を中心に大きな影響が出ているという声を多数耳にします。

学校給食法第2条では、学校給食の目標について、適切な栄養摂取による健康の保持、増進を図ること、日常生活における食事についての正しい理解を深

め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこととしておりまして、目標達成には栄養管理が重要である。栄養管理は、学校給食実施基準、これは学校給食法第8条に基づいておりますけれども、これに基づいて行われるというふうにしております。このような中で、当初は学校給食実施基準を満たすため、物価高騰対策として国の交付金を活用しながら1食当たり20円相当分を公費負担として、食材費、これは賄い材料費、これを増額する補正予算をされております。

学校給食の実態を確認するためにあえてちょっと質問をしたいと、同僚の議員からも質問ありましたが、今現在の実態を確認するための意味を含めて質問したいと思います。学校給食は学校給食実施基準に基づいて実施されているというふうに思いますが、献立、栄養管理に関する計画作成、さらには給食内容の確認及び改善、これにつきましてどのように当市は行っているのか。また、給食につきまして生徒へのアンケート調査は、これは定期的に行っておられるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） 学校給食に関する献立、栄養管理に関する計画作成や給食内容の確認及び改善はどのように行っているのかということにつきましてでございますが、学校給食における食事内容につきましては、学校給食基準に基づき、それぞれのエネルギーや栄養素等の基準値を定めている学校給食摂取基準を踏まえ、学校給食センター栄養士を兼務している赤平小学校の栄養教諭を中心として、学級担任等と連携しつつ、学校給食を活用した食に関する指導を効果的に行えるよう配慮しながら食事内容を決定しております。献立につきましては、毎月発行の給食だよりでメニュー並びに使用する食品などの情報を児童生徒にお知らせし、併せて発行している食育だよりで給食摂取における留意点や栄養に関する情報などをお知らせしております。食に関する生きた教材としての地産地消につきましては、可能な限り地元食材の使用に努めるとともに、児童生

徒に生産者の努力をより感じてもらえるよう、地元生産者からのメッセージDVDを各学校に配付しております。

また、学校給食全般では、学校給食の円滑な運営を図るため、諮問機関として設置している学校給食運営委員会において施設整備等も含めた年度全体の学校給食業務計画をお示しし、ご意見をいただきながら進めているところであります。昨今の物価高騰による食材費への影響につきましてですが、現時点においては補正予算計上後の賄い材料費内での提供が可能と考えておりますので、例年同様特に原価抑制の工夫等は行っておらず、安心、安全な給食の提供はできるものと考えております。

次に、児童生徒のアンケート調査の実施についてでございますが、給食についての児童生徒のアンケート調査は特に実施はしておりませんが、栄養教諭が食育指導で学校訪問した際に児童生徒から献立の感想などを聞き取り、食事内容決定の参考にしているところであります。また、子供たちに大好評のバイキング給食につきましては、コロナ禍以降感染予防の観点から実施できておりませんが、その代替としてデザート3種類の中から自分の食べたい1種類を選ばせセレクト給食を実施しており、子供たちにとって給食の時間がより楽しいものになるように努めております。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君） [登壇] ただいま教育長より詳細にご答弁をいただきました。学校給食は、エネルギーや栄養素などの基準を定めている学校給食摂取基準を踏まえまして、給食センターの栄養士を兼務されておられる小学校の栄養教諭を中心に、学級担任と連携しつつ、学校給食運営委員会の意見も踏まえて給食全般の円滑な運営を図っているとのこととあります。また、物価高騰による食材費の提供については、補正予算の使用で例年どおり原価の抑制なしで提供しており、コロナ禍でバイキングはできないけれども、本当にバイキングを子供たちが楽しみにしております。これができないので、セレクト

ト給食、3種類ほどあるようですけれども、実施しておられるということでもあります。さらに、アンケート調査は実施していないけれども、栄養教諭が食育指導の際に生徒から感想などを聞き取り、献立の参考にしており、その他にも食材の地産地消や地元の生産者からDVDの配付など、児童生徒へ、物価の高騰する中、給食のグレードを例年どおり維持しつつ、安心、安全な給食の提供につき、きめ細やかに配慮していることが確認できました。

次に、項目2、学校給食費の負担について、要旨1についてでございますが、今年の10月には多くの食品が値上げとなっております。帝国データバンクの10月末時点の集計によりますと、主要食品会社が実施する11月の値上げは833品目でございます。牛乳、乳製品が多くなっているということもございます。また、来年の値上げでございますけれども、円安進行を背景に2,000品目を超えると予想されておりまして、春先にかけて値上げラッシュが懸念されるということもございます。東京都の葛飾区、ここでは野菜をはじめ、乳製品や小麦、油脂などの食材価格が高騰しているため、低価格の食材を選定するなど献立の作成内容を工夫して対応してきましたが、令和3年度の1学期の給食の平均値を確認したところ、小学校では鉄の摂取量が不足し、中学校ではカルシウム、マグネシウム、鉄が僅かではありますが、不足していたとのことであり、学校給食費を公費負担で改定するということでございます。

いずれにしましても、育ち盛りの子供にとっては、十分な栄養が取れない、こういうことはあってはならない事態だと思います。何としても避けなければなりません。また、物価高が続き、各家庭では近所の複数のスーパーをあちこち行って使い分けするなど生活防衛をしているということもございます。家計が厳しくなると最後に行き着くところが食べ物の質を落とす、量を減らす、極端には食事の回数を減らすということになっていかざるを得ないと思います。将来を担う子供の健全な発育のためには、その不足分を補うべく、学校給食の量や質、これはしっ

かりと確保してあげる必要があると考えます。

旭川市では、急激な物価上昇にコスト削減が追いつかないとしまして、5年ぶりの給食費値上げに踏み切る方向で検討しているということもございます。札幌市も来年度以降の値上げを検討している、こういう状況でございます。本市は、第2期赤平市子ども・子育て支援計画の施策で、学校給食費の軽減、子育て世帯への経済的支援を幅広い年代で実施するため、値上げを回避し、保護者の負担の軽減を図りますとしておりますが、今後さらに大幅な物価高騰が進むのではないかとというふうに考えられますけれども、当市の給食費についての考え方、これについてお伺いをしたいと思います。

○議長（竹村恵一君） 教育長。

○教育長（高橋雅明君） さらに物価高騰が進み、公費負担が増大していった場合の給食費の考え方でございますが、議員ご質問のとおり、物価高騰につきましては収束する心配がなく、来年度以降も継続、またはさらなる高騰の可能性が高いのではと感じているところであります。令和2年を始期とした第2期赤平市子ども・子育て支援計画の施策の一つであります学校給食費の軽減、その内容は値上げの回避であります。今後さらなる物価高騰が継続した場合でも、国による財源補填の有無にかかわらず、計画期間の令和6年度までは当然値上げの回避は継続するものと考えております。

学校給食費軽減の施策は、平成27年度を始期とした第1期赤平市子ども・子育て支援計画からの継続施策であり、本市の子育て支援策の根幹に位置づけられるものと認識しておりますが、令和7年度以降における施策の継続につきましては、次期計画の第3期赤平市子ども・子育て支援計画を策定の際に協議、決定されるものと考えております。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕 ただいまの答弁、令和2年を初めとしまして、第2期赤平市子ども・子育て支援計画の施策の一つとしまして、物価高騰が継続しましても、国の財源補填の有無、これにか

かわらず値上げはしないという非常に力強く明快な回答をいただきました。これで保護者も非常にほっとして安堵するというふうに思います。大変でしょうけれども、頑張って継続していただきたいなというふうに思います。

続いて、要旨2に入りますけれども、今当市では値上げをしないという非常にいい答弁をいただきましたけれども、現在諸物価高騰に対応しまして、全国的なのですけれども、給食費の無料化、これ以前同僚議員からもありましたけれども、無料化を求める流れ、こういったものが起きてきております。子育ては政治が支援するものという認識も徐々に進んできているようでございます。今年の7月時点で福島県内では59市町村のうち23市町村が減額、21市町村が一部助成と、合わせて44市町村、75%で減額または一部補助を実施しているということでございます。また、青森市でも10月から給食費の無償化を実施するとしております。

現在7人に1人の子供が貧困状態にあり、朝御飯しか食べられない子や親が給食費を払わない、払わないというより払えない。それで、給食を食べないという児童もいるように聞いております。昔から腹が減っては戦ができぬと言いますが、勉強もそうですが、体育の時間などは特にそうだというふうに感じます。空知地方の自治体でも、秩父別は本年度限りですけれども、国のコロナ対策の地方創生臨時交付金、これを充当いたしまして全額無償化するとしております。また、上砂川町は、これまで半額助成をしてきた給食費を今年度から全額公費負担をするということにしております。さらに、長沼町におきましても、給食費をできる限り無償化に続けていきたい、こういう具合になっております。家計が苦しく給食費が払えないから、ほかの人に遠慮しながら食べる、または食べないなどということがあってはならないというふうに私は思います。

このような諸情勢を勘案して質問いたします。諸物価が高騰し、市民生活が厳しくなる中、空知地域の自治体でも学校給食の無償化が進んでおります。

さらなる子育て支援策として本市においても学校給食費の無償化を検討してはいかがでしょうか、見解を伺います。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 子育て支援の一環として給食費の無償化の実施の意向についてでございますが、さきにご答弁申し上げておりますとおり、学校給食費につきましては赤平市第2期子ども・子育て支援計画におきまして、子育て世帯への経済的支援を幅広い年代で実施するため、値上げを回避し、保護者負担の軽減を図ると定めております。本年第2回定例会におきましてもご答弁させていただきましたが、今後も賄い材料費の高騰が続く場合におきましては公費により負担することとし、保護者から徴収する給食費の値上げはしないよう考えておりますし、また給食費の無償化につきましては近隣自治体でも取り組まれてきていることもありますので、ご指摘も踏まえ、保護者負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君） [登壇] 今の答弁に対して再質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、近隣自治体の取組を踏まえまして保護者負担の軽減を図ってまいりたいと、非常に前向きな回答をいただいたというふうに感じております。負担軽減の内容でございまして、当市としてはどのような負担軽減を考えておられるのか、再度お伺いしたいと思っております。

○議長（竹村恵一君） 市長。

○市長（畠山渉君） 保護者負担と公費負担の割合につきましては、近年の決算総額ベースで比較しますとやや公費負担の割合のほうが高い状況となっております。今後におきまして賄い材料費の高騰が続くようだと公費負担の割合がさらに高くなってまいります。さらなる保護者負担の軽減につきましては、現時点におきまして具体的にお示しできる状況にはございませんが、今後検討してまいりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹村恵一君） 安藤議員。

○4番（安藤繁君）〔登壇〕 どうも答弁ありがとうございます。文部科学省では4月5日付で、物価高騰による学校給食費の値上げを防ぐため、新型コロナウイルス対応の地方創生臨時交付金を活用し、各自治体の判断で保護者の負担増を抑えることが可能だとする事務連絡が発出されております。道教委によりますと、7月末時点で149市町村等が活用または活用予定ということでございます。また、紋別市でございますけれども、先ほどもちょっと話題に出ていましたけれども、ふるさと納税の寄附金、これを財源としまして小中学校の給食費を昨年10月、無料化しております。それで、今後につきましても工夫をしまして、いろんなコストをカットし、無償提供を続けたいというふうにしております。

給食費の無償化、これにつきましては子育て世帯の移住、定住、給食費の無償化をしまして移住、定住をされる方が多くなったという、私テレビ見ていたのですけれども、途中からだったものですから、どこの自治体かはちょっとあれなのですけれども、これを入れることによって定住率が上がってきたということもテレビで発表されておりました。答弁では現時点では具体的なことは示すことができないものの、今後検討していくということでございまして、一歩前進したものと私は期待しております。

私ごとでありますけれども、私も大学生時代に仕送りのお金が底をつきまして、インスタントラーメン、これを半分に割って、汁を足し増しして何日かしのいだことがありました。お金のない厳しさ、それからおなかがすくつらさというのですか、そういったものを身をもって実感したことがございます。空腹は、私もそう思うぐらいですから、育ち盛りの子供にとっては非常に苦痛なことだというふうに思います。どのような境遇の児童でも、せめて給食は遠慮なくおなかいっぱい食べることができるよう、無償化が望ましいのではないかというふうに考えるところでございます。そういった無償化についてまた検討していただくということを要望いたしまし

て、これで私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

---

○議長（竹村恵一君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 3時00分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)